

下請取引の適正化に関する行政評価・監視

結果報告書

平成 30 年 8 月

総務省行政評価局

前 書 き

我が国の全雇用の 7 割の受皿である下請等中小企業に、アベノミクスによる経済の好循環の拡大を実現させるため、政府は、下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号。以下「下請法」という。）の運用基準及び建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）のガイドラインの改正（違反行為事例の追加など）・周知、親事業者に対する下請代金の支払条件の改善要請（代金の現金払いの原則化など）、コスト負担の適正化や支払条件の改善を重点課題とし、書面調査・立入検査の実施、個別の相談への対応、親事業者への勧告・指導など、親事業者と下請事業者との間の適正な取引慣行の普及・定着に向けて取り組んでいるところである。

しかしながら、下請法違反行為に対する指導や下請取引に関する相談は年々増加しており、依然として親事業者からの不当な要求などはなくなっていないとの指摘がある。また、下請事業者の中には、制度の仕組みや法令で禁止されている行為を十分に理解できていない、禁止行為があっても取引関係の解消を恐れて国等に相談等を行わないという状況もみられる。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、下請取引の適正化を推進する観点から、制度の周知状況、下請事業者からの相談等の処理状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

なお、今回の調査に当たっては、下請取引の実情や現状認識を把握するため、下請事業者の方々に対して、意識調査（アンケート調査）に御協力いただくとともに、実地に訪問して抱える問題や現行の制度・仕組みや国の取組に対する御意見・御要望などをじかにお聴かせいただいた。この調査結果が今後の下請取引の適正化への一助となれば幸いである。

目 次

第1 行政評価・監視の目的等	1
第2 行政評価・監視結果	2
1 下請取引の適正化をめぐる状況	2
2 法制度の周知・啓発の状況	8
3 相談窓口の利用等の状況	17
4 取引実態・行政ニーズの把握	34
5 資料	47
① 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）	47
② 下請法の主な改正（平成以降、事項別）	53
③ 建設業法（昭和24年法律第100号）（抄）	54
④ 下請取引の適正化対策に関する意識調査（調査票）	60
⑤ 下請取引適正化推進講習会における定員の充足状況	70
⑥ 下請法の定める資本金区分から同法の適用対象外となる取引であるが、 下請事業者が取引先から同法の禁止行為と同じような行為を受けている としている事例（10事業者34事例）	72

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、下請取引の適正化を推進する観点から、制度の周知状況、下請事業者からの相談等の処理状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

公正取引委員会、経済産業省（中小企業庁）、国土交通省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県（10）、下請事業者^(注)（187）、関係団体等

このほか、下請事業者に対する意識調査（「下請取引の適正化対策に関する意識調査」）を実施した。

調査対象：全国 11 の都道府県庁所在市に事業所を置く製造業者（資本金 1,000 万円以下）5,000 社、建設業者（資本金 500 万円未満）5,000 社、計 10,000 社

調査時期：平成 29 年 11 月 13 日～12 月 1 日

回収結果：製造業 1,493 社、建設業 1,208 社、計 2,701 社（回収率 27.0%）

(注) 調査時点において取引を行っていない事業者等も含まれていることから、下請法又は建設業法上の下請事業者（建設業法では下請負人という用語を使用している。）であるとは限らない（以下、調査対象とした「下請事業者」について同じ。）。

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

4 実施時期

平成 29 年 8 月～30 年 8 月

第2 行政評価・監視結果

1 下請取引の適正化をめぐる状況

(1) 法制度と国の取組状況

親事業者と下請事業者との間の取引において、親事業者がその優位な立場を用いて下請事業者に対して、所定の期日までに下請代金を支払わない、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに代金を減額するなどの行為を行う場合がある。

こうした親事業者と下請事業者との間の不公正な取引を防ぎ、立場の弱い下請事業者の利益保護を図るため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の禁止行為である不公正な取引方法のうちの優越的地位の濫用について、簡易な手続で迅速かつ効果的に下請事業者を保護することを目的とする補完法として、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請法」という。）が制定されている。

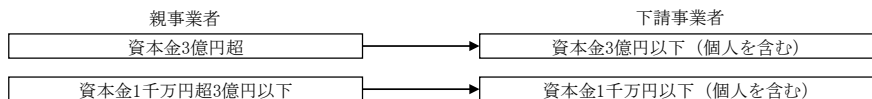
下請法は、建設業を営む者が請け負う建設工事の再委託等を除く幅広い分野について、図表1-①のとおり、対象となる下請取引の範囲、書面交付義務など親事業者が遵守すべき義務、下請代金の支払遅延の禁止など下請事業者に対して行ってはならない行為を定め、その実効を上げるため、関係行政機関による報告徴収及び検査の権限（下請法第9条）や勧告の権限（下請法第7条）などを規定している。

図表1-① 下請法の概要

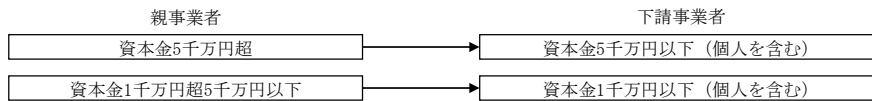
(1) 目的（第1条） 下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

(2) 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

① 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物の作成・役務提供委託（注）

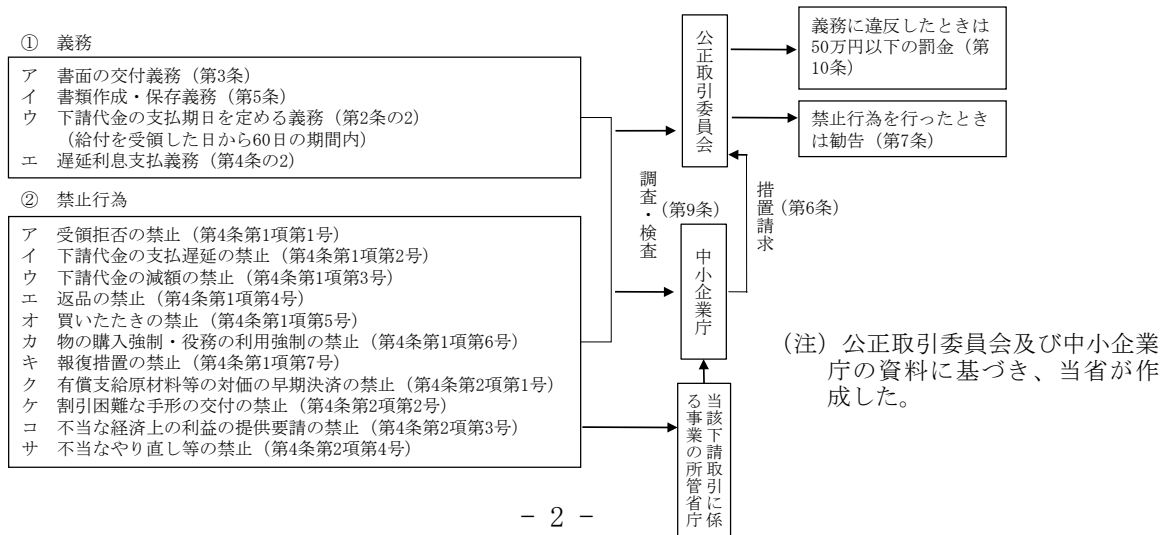


② 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く（注））



（注）政令で定める情報成果物作成委託…プログラム
政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

(3) 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止行為（第4条第1項、第2項）並びに調査権（第9条）及び勧告（第7条）



建設業を営む者が請け負う建設工事については、建設業法（昭和24年法律第100号）において、親事業者との取引を行う下請事業者の保護を図っている。同法は、以下のような建設工事の請負契約の当事者である親事業者と下請事業者が遵守すべき義務や親事業者が下請事業者に対して行ってはならない行為を定め、その実効を上げるため、関係行政庁による報告徴収及び検査の権限（建設業法第31条）、指導、助言及び勧告の権限（建設業法第41条）、監督処分（指示及び営業停止）の権限（建設業法第28条）などを規定している。

- ・ 書面による契約締結の義務（建設業法第19条第1項）
- ・ 工事着工前の契約締結の義務（建設業法第19条第1項）
- ・ 書面による変更契約締結の義務（建設業法第19条第2項）
- ・ 指値発注の禁止（建設業法第19条の3）
- ・ 下請代金の支払遅延の禁止（建設業法第24条の3及び第24条の5）
- ・ 割引困難手形の交付の禁止（建設業法第24条の5第3項） など

なお、下請法と建設業法では、報復措置の禁止の規定の有無^(注1)、義務違反行為に対する罰則の有無^(注2)などの違いがある。

(注1) 下請事業者が親事業者の不正な行為を関係行政機関に知らせたことを理由としてその下請事業者に対して、取引数量の削減・取引停止等の不利益な取扱いをすることをいい、下請法には規定があるが、建設業法には該当規定がない。

(注2) 下請法は、書面を交付しないなどの義務違反行為に対して、50万円以下の罰金を課す旨の規定があるが、建設業法には、書面による契約締結などの義務違反行為に対する罰則は設けられていない。

国は、下請法の運用に関する通達として、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号）を、また、建設業法の解釈運用に関するガイドラインとして、「建設業法令遵守ガイドライン—元請負人と下請負人の関係に係る留意点—」（平成19年6月国土交通省総合政策局建設業課）を示すとともに、以下の取組を実施している。

① 法制度の周知啓発

下請取引を行う事業者に対し、公正取引委員会及び中小企業庁は下請法について、国土交通省は建設業法について、知識の習得・理解に資するパンフレットの配布、講習会等を全国で開催している。

② 相談窓口の設置

公正取引委員会は本局並びに各地の地方事務所・支所及び内閣府沖縄総合事務局総務部（以下「地方事務所・支所」という。）に、中小企業庁は本庁並びに経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局経済産業部（以下「経済産業局」という。）に相談・申告窓口を置くほか、中小企業庁は、下請等中小企業の身近な相談窓口として、「下請かけこみ寺」を全国48か所に設置^(注)している。

(注) 中小企業庁の委託事業により、公益財団法人全国中小企業取引振興協会及び各都道府県に設置さ

れた中小企業振興機関が運営している。

また、国土交通省も、北海道開発局、地方整備局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（以下「地方整備局」という。）に「駆け込みホットライン」を整備し、相談や通報事案に対応している。

③ 書面調査による違反実態の把握

公正取引委員会及び中小企業庁は、親事業者による下請法違反の行為を把握するため、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象として、毎年度、書面調査を実施している。

また、国土交通省においても、親事業者による建設業法の違反行為を把握するため、親事業者及び下請事業者を対象として、毎年度、書面調査を実施している。

④ 親事業者への立入検査、指導及び勧告

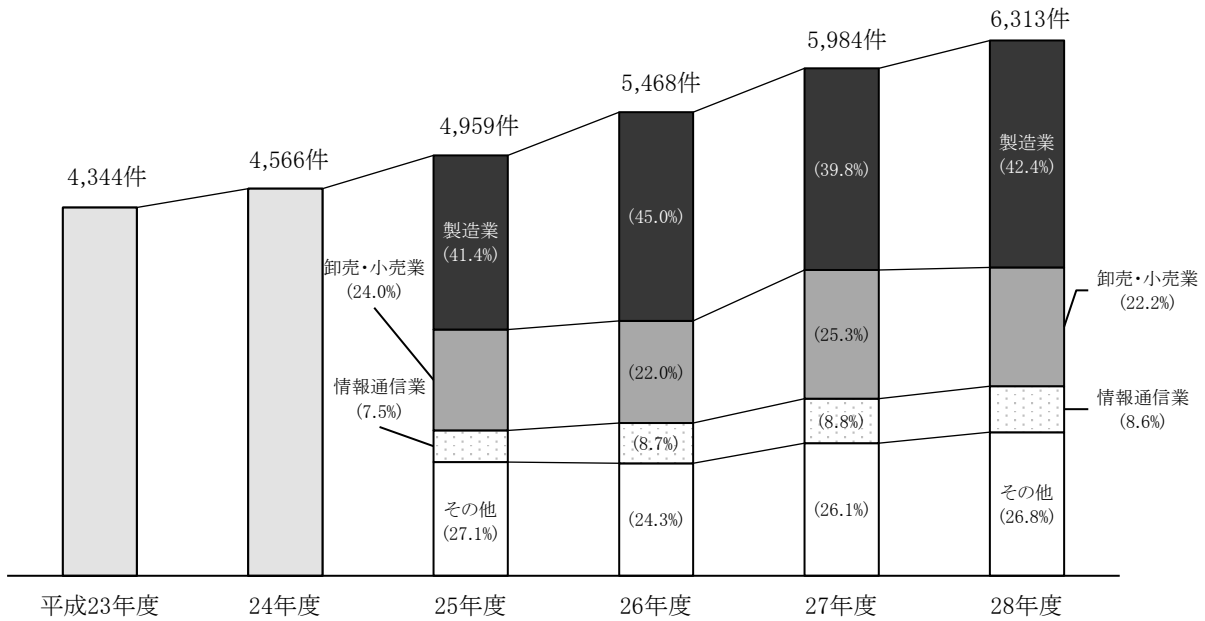
公正取引委員会、中小企業庁及び国土交通省は、書面調査や申告・通報を端緒として、下請法や建設業法違反が疑われる場合、必要な立入検査を行い、指導や勧告などを実施している。

また、国は、アベノミクスによる経済の好循環の拡大を実現するため、下請取引の適正化を含めた下請等中小企業の取引条件の改善の一環として、平成 27 年度から「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」や「建設業法令遵守ガイドライン－元請負人と下請負人の関係に係る留意点－」に違反行為事例を追加する等内容の充実（それぞれ平成 28 年 12 月、29 年 3 月に改正）、業界団体による取引慣行や取引条件の自主的な見直しの促進（30 団体が自主行動計画を策定）とその取組状況のフォローアップなどを行っている。また、中小企業庁では、平成 29 年 1 月から、取引調査員（以下「下請Gメン」という。）による下請取引の実態把握を開始している。

(2) 下請取引の現状

下請取引の現状をみると、公正取引委員会が行った下請法違反に対する措置件数（指導又は勧告）は、図表 1-②のとおり、平成 23 年度 4,344 件から 28 年度 6,313 件に増加している。業種別では、一貫して製造業の占める割合が最も高く、平成 28 年度は 42.4%と 4 割強を占めている。

図表 1-② 公正取引委員会による下請法違反に対する措置件数の推移



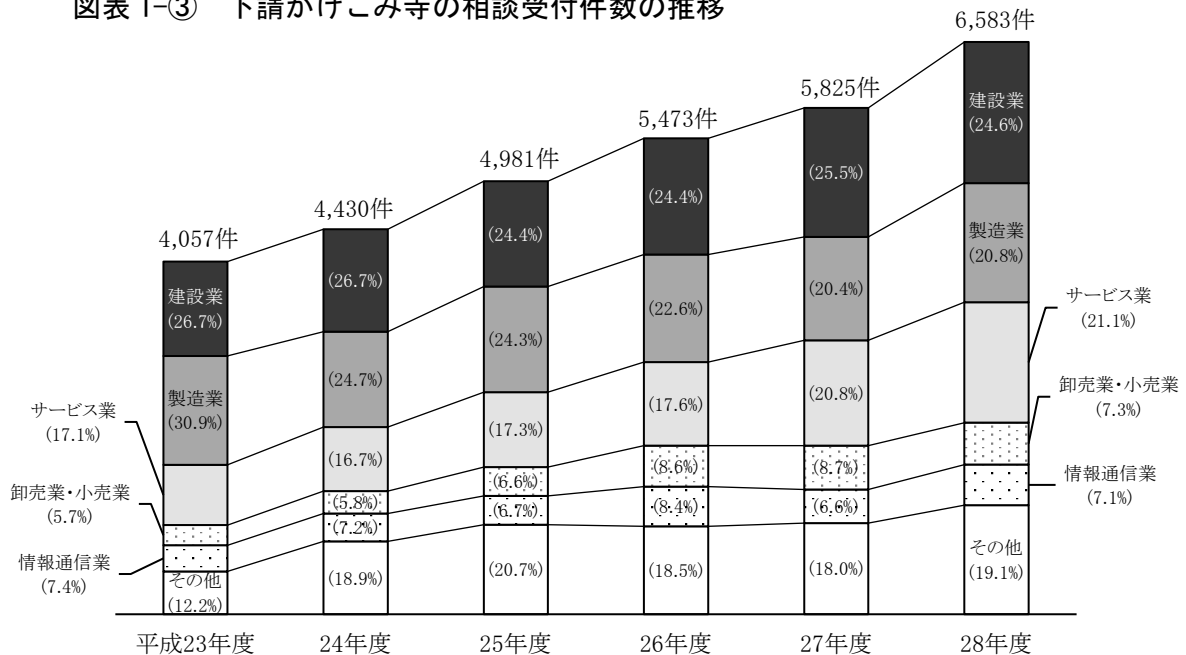
(注 1) 公正取引委員会の資料に基づき、当省が作成した。

(注 2) 「その他」は、運輸業、郵便業、不動産業、物品賃貸業、サービス業などである。

(注 3) 平成 23 年度及び 24 年度の業種別の内訳については、25 年度以降の分類と異なっているため記載していない。

また、下請かけこみ寺が受け付けた下請取引に関する相談件数は、図表 1-③のとおり、平成 23 年度 4,057 件から 28 年度 6,583 件に増加しており、業種別では、一貫して建設業、製造業及びサービス業の占める割合が高くなっている。駆け込みホットラインへの通報も、図表 1-④のとおり、1,700 件前後を維持した状態となっている。

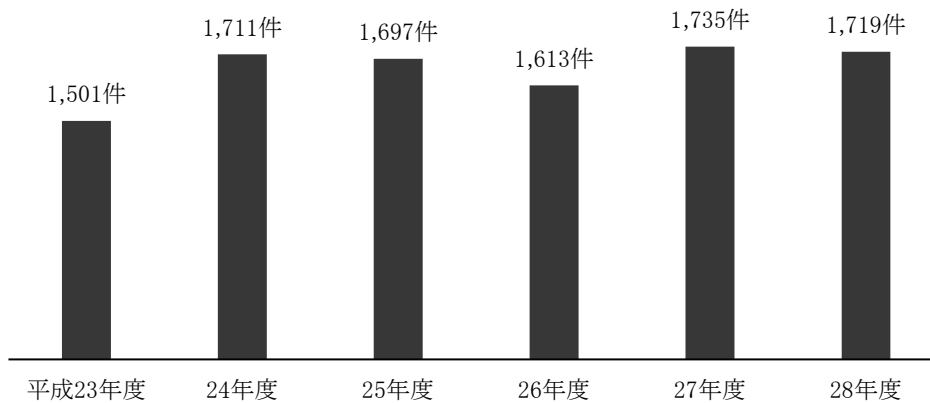
図表 1-③ 下請かけこみ寺の相談受付件数の推移



(注 1) 中小企業庁の資料に基づき、当省が作成した。

(注 2) 構成比は、四捨五入により表記しているため、合計が 100 にならない場合がある。

図表 1-④ 駆け込みホットラインへの通報件数の推移



(注1) 国土交通省の資料に基づき、本省が作成した。

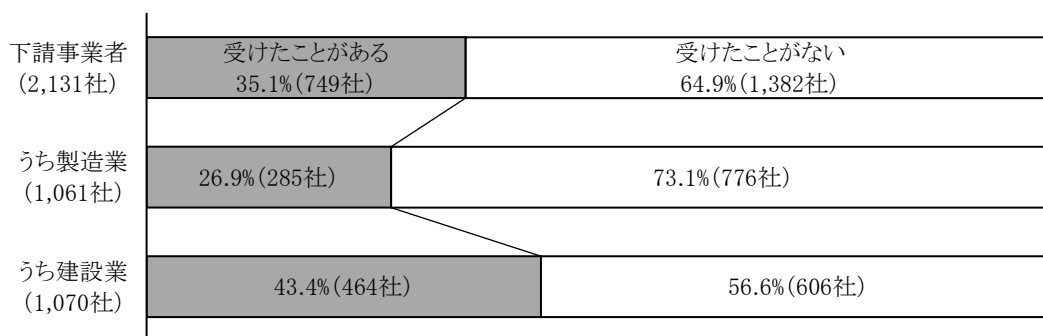
(注2) 下請取引関係の件数区分はなく、建設業法全般の通報件数である。

本省が下請事業者に対して行った意識調査^(注1)の結果（以下「意識調査の結果」という。）では、図表 1-⑤のとおり、下請事業者の3割超（製造業26.9%、建設業43.4%）が、親事業者から禁止行為（下請法又は建設業法に基づき、親事業者が遵守しなければならない義務に違反する行為や、親事業者が下請事業者に対して行うことが禁止されている行為。以下同じ。）に該当し得る行為^(注2)を受けたことがあると回答している。

(注1) 意識調査の調査対象、調査時期及び回収結果については、前掲項目第1の2(2)参照。

(注2) 本省が、調査対象の下請事業者に対し、下請法又は建設業法上の禁止行為を示した上で、これらの禁止行為を親事業者から受けたことがあるとの回答を得たもの。公正取引委員会、中小企業庁及び国土交通省による事実認定を受けたものではない。（以下「禁止行為に該当し得る行為」について同じ。）

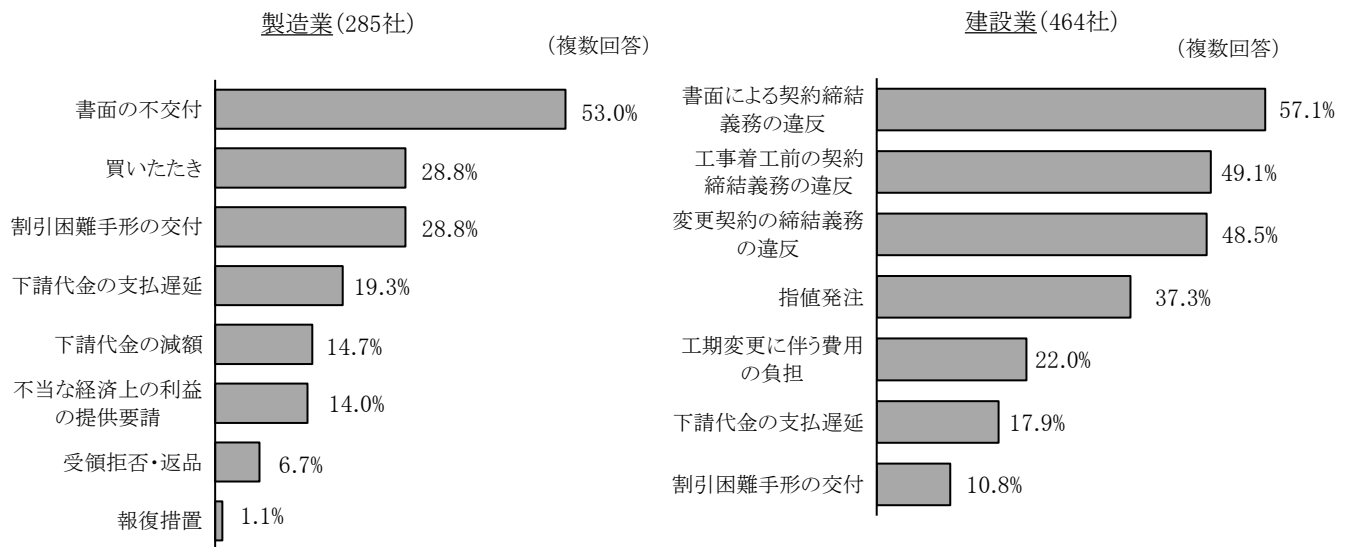
図表 1-⑤ 禁止行為に該当し得る行為を受けた下請事業者の割合



(注) 意識調査の結果による。

なお、下請事業者が受けた行為の類型としては、図表 1-⑥のとおり、製造業者では、「書面の不交付」が最も多く53.0%、次いで、「買ったたき」と「割引困難手形の交付」がそれぞれ28.8%となっている。また、建設業者では、「書面による契約締結義務の違反」が最も多く57.1%、次いで、「工事着工前の契約締結義務の違反」が49.1%、「変更契約の締結義務の違反」が48.5%などとなっている。

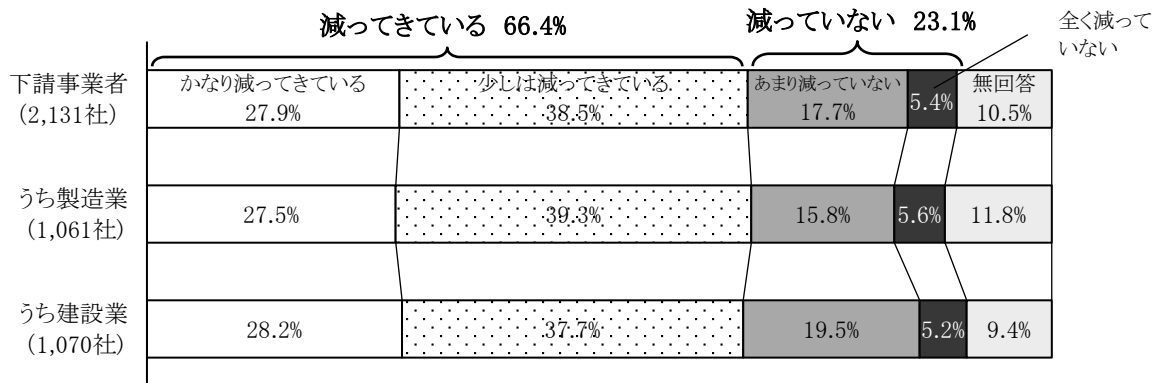
図表 1-⑥ 下請事業者が受けた行為の種類



(注) 意識調査の結果による。

また、意識調査の結果では、「下請いじめは減ってきていると感じますか」との問いに対し、図表 1-⑦のとおり、下請事業者の約 7 割が「減ってきている」とする一方で、2 割強の下請事業者は「減っていない」と回答しており、依然として「下請いじめ」がなくなっていない状況となっている。

図表 1-⑦ 下請いじめに関する下請事業者の意識



(注) 意識調査の結果による。

2 法制度の周知・啓発の状況

(1) 国等による講習会等の実施状況

下請取引を行う事業者に対して、図表 2-①のとおり、公正取引委員会及び中小企業庁は下請法について、国土交通省は建設業法について、基礎知識（法の適用範囲、禁止行為など）の習得・理解に資する講習会を、毎年 11 月の下請取引適正化推進月間（建設業は「建設業取引適正化推進月間」）を中心として、主に平日昼間の時間帯に都道府県庁所在市で開催している。なお、「建設業取引適正化推進月間」実施要領において、各都道府県も、各地方整備局と連携しあるいは独自に建設業法に関する講習会等を、極力推進月間内に開催することとされている^(注)。

(注) 調査した 10 都道府県における平成 26 年度から 28 年度までの講習会の開催状況をみると、7 都道府県については、毎年度、地方整備局と共催又は単独で講習会を開催していた。3 都道府県については、地方整備局と管内の都道府県が共催により毎年度、管内 1~2 か所で講習会を行うこととしているが、上記期間中は他の都道府県内で開催されたことなどから、開催実績はなかった。

図表 2-① 基礎的な講習会の開催状況

実施機関	講習会名	内容	対象者	開催時期	開催地	開催時間帯	開催実績 (平成 28 年度)
公正取引委員会・中小企業庁	下請取引適正化推進講習会	下請法の適用対象、親事業者の義務、禁止行為についての解説等	下請取引を行う事業者	11 月 (「下請取引適正化推進月間」中)	主に各都道府県の県庁所在市	平日昼間	62 回 (注 3)
公正取引委員会	基礎講習会	下請法及び優越的地位の濫用規制についての基礎知識の解説等	下請法等の基礎知識の習得を希望する者	5~10 月、 12 月~3 月	各都道府県の県庁所在市及び主な都市	平日昼間	55 回 (注 3)
中小企業庁 (外部委託により実施)	下請代金法に関する講習会(基礎コース)	下請法の目的、親事業者の義務、禁止行為、下請代金の支払手段についての解説等	製造業、卸売業、小売業、サービス業及び運輸業に属する下請取引のある親事業者において下請取引業務を管理する者(下請事業者の受講も可)	5~3 月	各都道府県の県庁所在市及び主な都市	平日昼間 (注 4)	258 回
国土交通省 都道府県	建設業講習会	建設産業の現状と最近の取組、建設業法令遵守についての解説等	建設業者	主に 11 月 (「建設業取引適正化推進月間」中)	各都道府県の県庁所在市及び主な都市	平日昼間	57 回 (注 3)

(注 1) 当省の調査結果による。

(注 2) 公正取引委員会及び中小企業庁では、上記のほか、基礎知識の習得・理解を前提としてケーススタディ等を通じた、より高度な講習会も開催している。

(注 3) 開催実績は、調査した公正取引委員会の本局、5 事務所及び 2 支所、8 経済産業局、7 地方整備局並びに 7 都道府県(平成 28 年度に講習会の開催実績がない 3 都道府県を除く。)が開催したものの実績の合計(地方整備局と都道府県が共催したものについては 1 回とカウントしている。)で

ある。

(注4) 講習会の事業受託者が自ら計画して開催するのが基本であるが、事業者からの要望に応じて土曜日に開催した実績（平成28年度：3回）がある。

調査した公正取引委員会の本局、5事務所及び2支所、中小企業庁本庁及び8経済産業局、国土交通省の7地方整備局並びに7都道府県（平成26年度から28年度までの間に講習会の開催実績がない3都道府県を除く。）における講習会の開催案内の状況をみると、いずれも、ホームページに掲載して参加者を募集していた（一部、TwitterやFacebookなどSNSを併用する例もあった。）ほか、メールマガジンを活用して案内している例や、事業者団体等を通じて案内している例、立入検査の際に案内している例がみられた。なお、公正取引委員会の事務所及び支所、経済産業局の一部では、資本金額が一定規模の事業者に対して個別に案内している例はあるが、親事業者や下請事業者を特に区別することなく案内しており、下請事業者に絞って参加を案内している例はみられなかった。その理由として、例えば、公正取引委員会では、下請法は親事業者を規制する法律のため、まずは親事業者に下請法をしっかりと理解してもらうことが大事であるためとしており、また、中小企業庁では、親事業者、下請事業者いずれの立場であっても法律の内容を理解することには変わりはないとして、親事業者と下請事業者を区別することはしていないとしている。

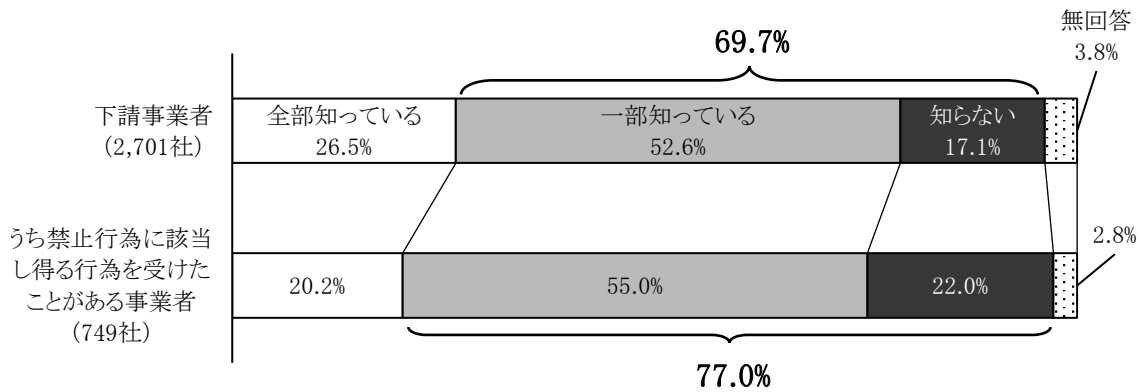
このほか、法制度に関するパンフレットの配布のほか、公正取引委員会の本局及び各事務所では、中小事業者からの要請に応じて職員を派遣して下請法の基本的内容を説明するとともに、個別の相談にも応ずる「移動相談会」を実施している。また、公正取引委員会の本局及び事務所、経済産業局並びに地方整備局では、業界団体等が主催するセミナー等への講師派遣を実施している。さらに、都道府県においても、業界団体が主催する研修等への講師派遣を実施している例がみられた。

(2) 下請事業者の法制度の認知・理解の状況

国及び都道府県は、上記のとおり法制度の周知・啓発に取り組んでいるが、意識調査の結果によると、図表2-②のとおり、法による禁止行為について、「全部知っている」と回答した下請事業者が26.5%であるのに対し、「一部知っている」又は「知らない」と回答した下請事業者は69.7%であり、約7割の下請事業者は法による禁止行為を必ずしも十分に理解していない状況となっている。

禁止行為に該当し得る行為を受けたことがあると回答した下請事業者に限ると、「全部知っている」と回答した下請事業者は20.2%と更に減少し、「一部知っている」又は「知らない」と回答した者は計77.0%に及んでいる。このように、禁止行為に該当し得る行為を受けていながら、その大部分の下請事業者はそうした行為が法によって禁止されていることを必ずしも十分に理解していない実態にある。

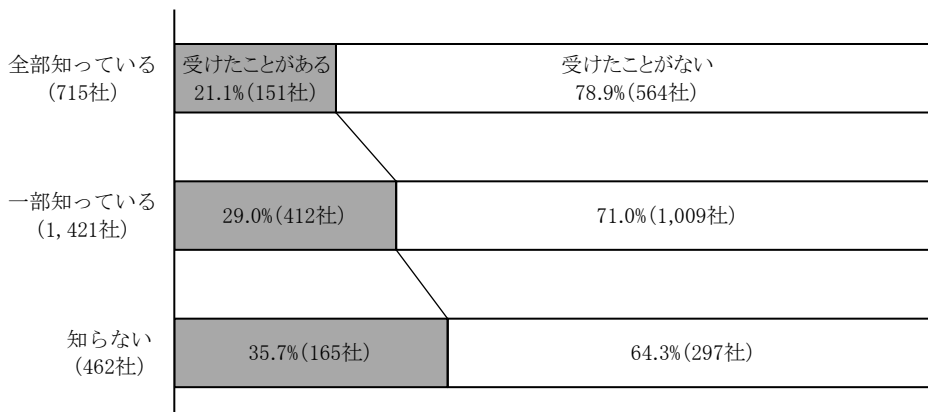
図表 2-② 下請事業者の禁止行為の認識状況



(注) 意識調査の結果による。

また、それぞれの認識状況別に、禁止行為に該当し得る行為を受けたことがある下請事業者の割合をみると、図表 2-③のとおり、「全部知っている」と回答した下請事業者では 21.1%、「一部知っている」では 29.0%、「知らない」では 35.7%となっており、法による禁止行為を十分に理解していない下請事業者は、禁止行為に該当し得る行為を受けたことがある割合が高い傾向となっている。

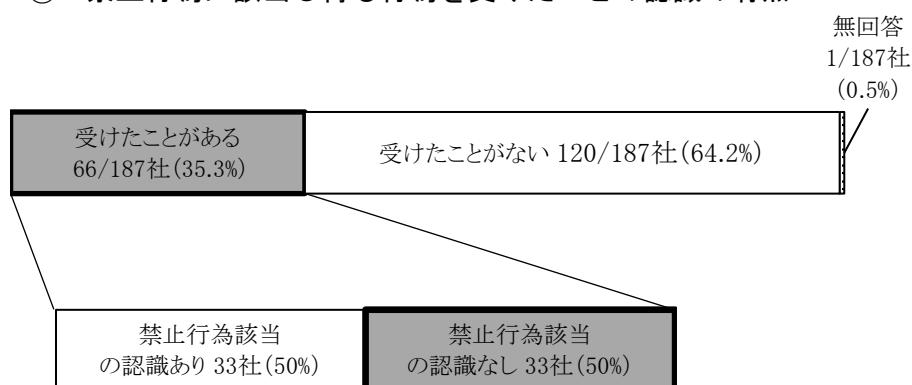
図表 2-③ 認識状況別の禁止行為に該当し得る行為を受けたことのある下請事業者の割合



(注) 意識調査の結果による。

当省が下請事業者 187 社（うち製造業者 119 社、建設業者 68 社）を対象として実地に調査した結果（以下「実地調査の結果」という。）では、図表 2-④のとおり、禁止行為に該当し得る行為を実際に受けたことがある下請事業者の半数は、その認識がない状況にあった。

図表 2-④ 禁止行為に該当し得る行為を受けたことの認識の有無



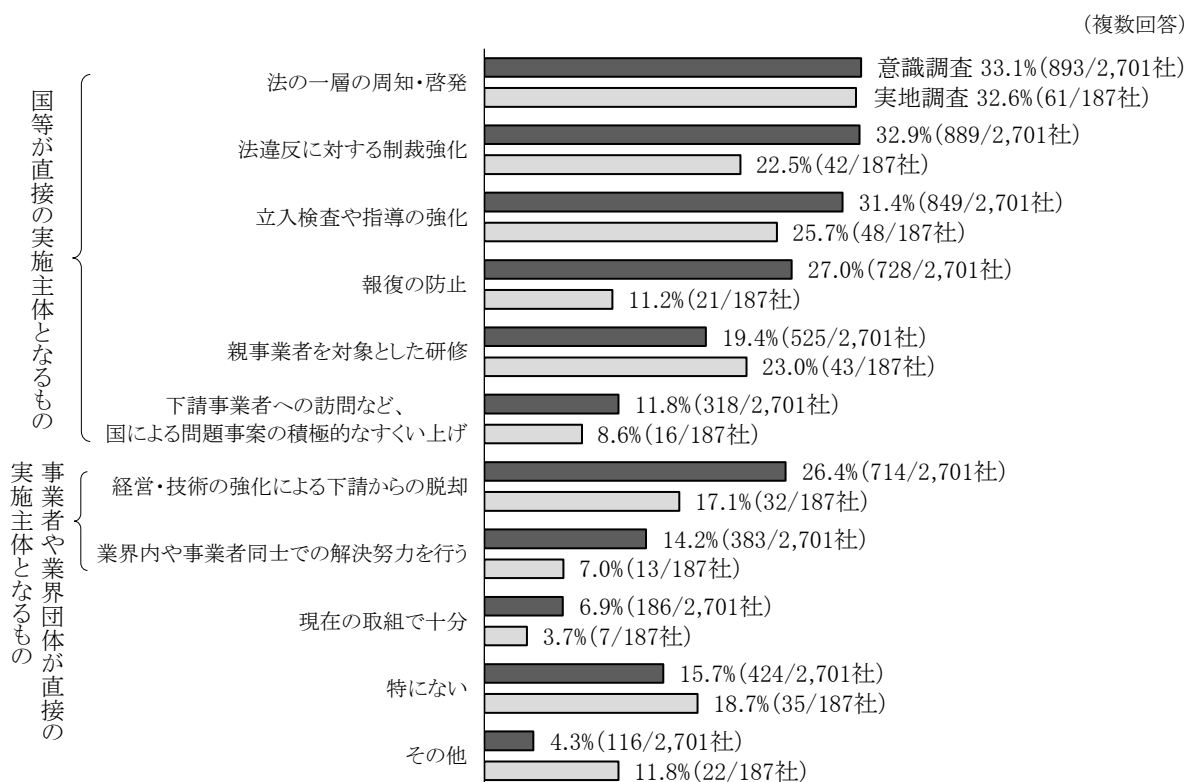
(注) 実地調査の結果による。

(3) 下請事業者の講習会への参加状況及び参加機会の確保に係る国等の取組

「下請いじめをなくすために必要な取組」について、意識調査の結果では、図表 2-⑤ のとおり、様々な意見要望がみられたが、「法の一層の周知・啓発」を挙げる下請事業者が多い。具体的には、2,701 社のうち 893 社 (33.1%) が一層取り組む必要があると回答しており、業種別では、図表 2-⑥ のとおり、製造業 1,493 社のうち 554 社 (37.1%) が、建設業 1,208 社のうち 339 社 (28.1%) が必要と回答している。

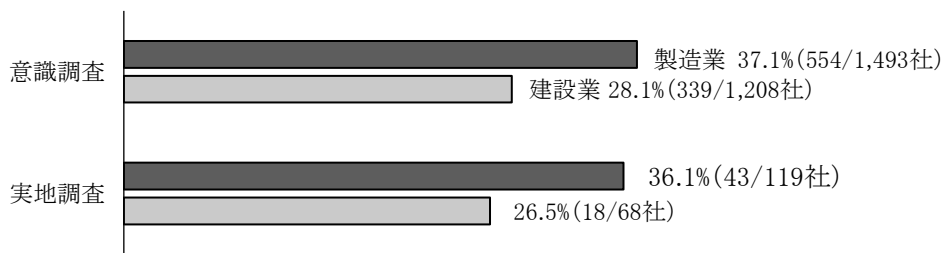
また、実地調査の結果でも、製造業 119 社のうち 43 社 (36.1%) が、建設業 68 社のうち 18 社 (26.5%) が必要と回答している。(他の意見要望については後掲 4(1) 参照)

図表 2-⑤ 下請いじめをなくすために必要な取組



(注) 意識調査及び実地調査の結果による。

図表 2-⑥ 「法の一層の周知・啓発」が必要とする意見（業種別）



(注) 意識調査及び実地調査の結果による。

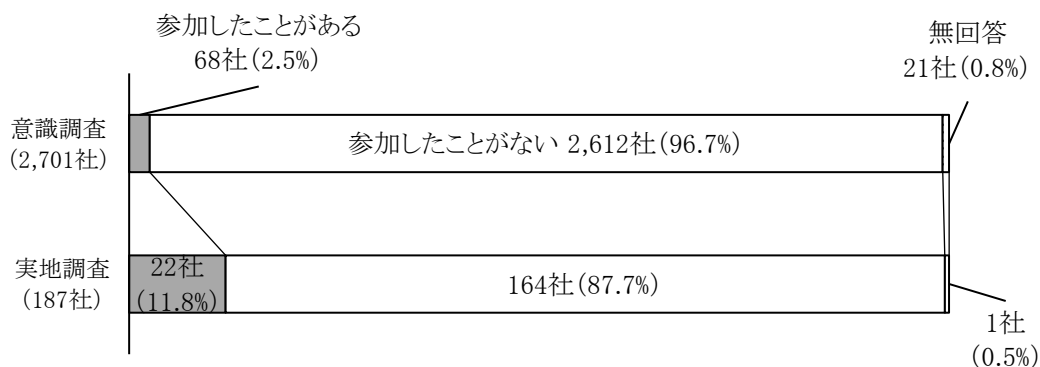
下請事業者からは、法の基礎知識を持つことが法違反の是正の端緒となる、また、親事業者に対するけん制効果となるなどとして、下請法や建設業法の基礎的な知識を得たい、知識獲得のために講習会に参加したいといった知識獲得の意向やその必要性に関する意見要望が聴かれた。

【主な意見】

- ① 下請事業者が下請法の内容を理解していなければ、親事業者の不当な要求や行為に応じ続けることになり、下請法違反が発覚しない。そのため、下請事業者に対して、下請法の周知に力を入れることが効果的と考える。（製造業者）
- ② 下請事業者が下請法を知ることは親事業者へのけん制になり、新規の取引の際に不当な要求や行為がされにくくなると考えられるため、下請事業者が親事業者と対等な立場で交渉するための後方支援として、下請事業者向けに下請法の周知・啓発や情報提供を行うべき。（製造業者）
- ③ 法律の知識が不足しているため、取引先と法律的な面から話し合いができるような知識を習得させてくれる講習会があれば参加したい。（建設業者）

しかしながら、実際の講習会への参加状況をみると、図表 2-⑦のとおり、意識調査の結果では 2,701 社のうち 68 社（2.5%）、実地調査の結果でも 187 社のうち 22 社（11.8%）が「参加したことがある」と回答しており、参加率は低い状況にある。

図表 2-⑦ 国等が開催する講習会への参加状況

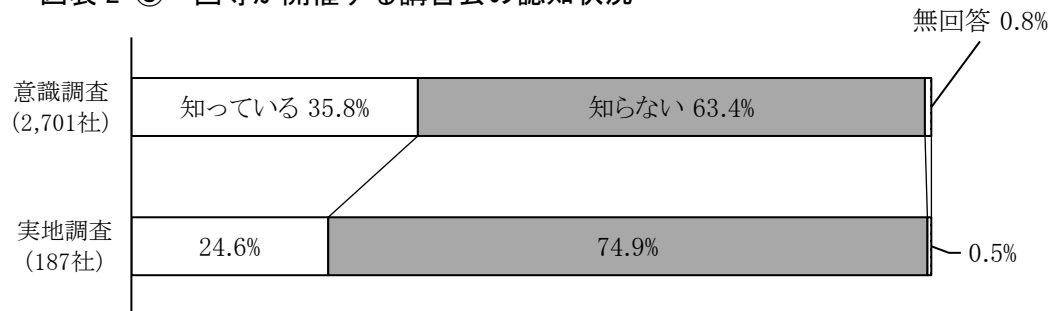


(注) 意識調査及び実地調査の結果による。

下請事業者の講習会への参加率が低い原因は、主に、①講習会の開催自体を知らない、②時間、場所の都合が合わないことにあるものとみられる。

具体的には、図表 2-⑧のとおり、国等が開催する講習会について、意識調査の結果では、開催していることを「知っている」と回答した下請事業者は 35.8%であるのに対し、「知らない」と回答した下請事業者は 63.4%となっている。また、実地調査の結果でも、「知っている」と回答した事業者は 24.6%であるのに対し、「知らない」と回答した事業者は 74.9%となっている。

図表 2-⑧ 国等が開催する講習会の認知状況

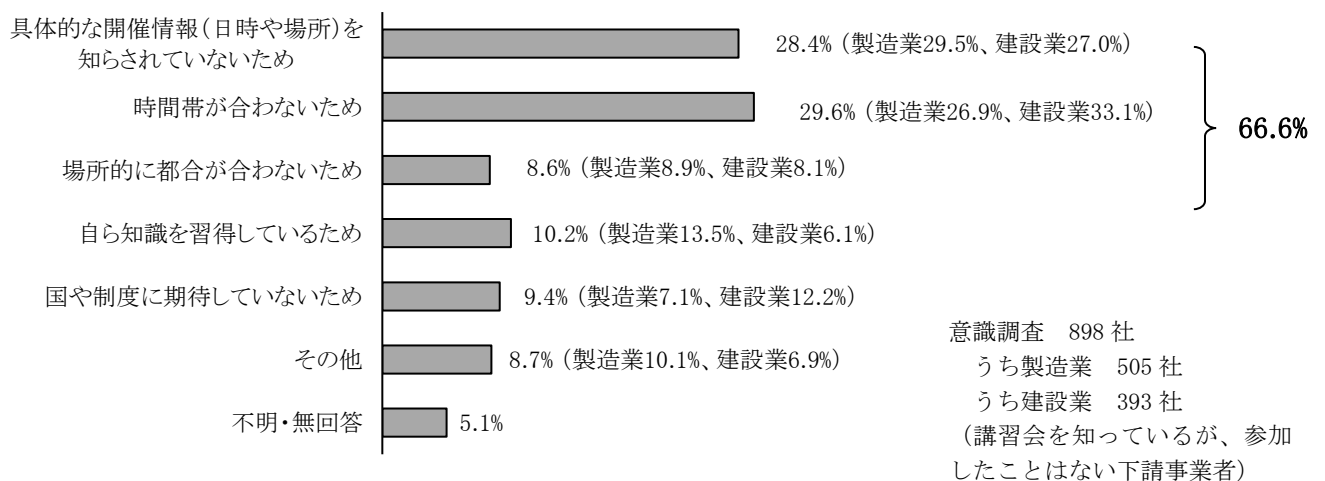


(注)意識調査及び実地調査の結果による。

また、講習会に参加していない理由について、意識調査の結果によると、図表 2-⑨のとおり、「具体的な開催情報（日時や場所）を知らされていないため」と回答したものが 28.4%、「時間帯が合わないため」及び「場所的に都合が合わないため」と回答したものが合わせて 38.2%と、開催を知らないか、時間や場所の都合が合わないとする者で約 7 割を占める。

なお、「自ら知識を習得しているため」及び「国や制度に期待していないため」と回答したものは、それぞれ 10.2%、9.4%と少ないため、講習会に参加する必要はないと考えている下請事業者は相対的に少ないものとみられる。

図表 2-⑨ 講習会に参加していない理由



(注1) 意識調査の結果による。

(注2) この設問は、一つだけ回答するよう求めているが、複数回答しているものについては「不明」として処理している。

また、実地調査の結果では、下請事業者から、次のとおり、平日の昼間は多忙であるため平日夕方以降や土日の開催を望む意見が聴かれ、平日昼間のみの開催では事業者のニーズに応えられないことがうかがわれる。

【主な意見】

- ① 従業員が少なく、平日の日中は多忙であり、講習会には会社の代表者が参加することになるため、平日の夜間や土日の開催であればありがたい。（製造業者）
- ② 下請取引で困っているような事業者は、従業員数の少ない小規模事業者が多く、社長自身も現場で仕事をしており 1 人でも仕事から抜けてしまうと事業が回らなくなってしまうため、平日の夕方以降の方が参加しやすい。（製造業者）
- ③ 比較的規模が大きい事業所では平日昼間でも対応可能と思われるが、小規模事業者で、社長がプレイングマネージャーのような会社の場合は、土日祝日や夜間の開催であれば、参加しやすい。（製造業者）
- ④ 平日は朝早くから夕方まで現場に行くことが多いので、日中よりも夕方のほうが参加しやすい。（建設業者）
- ⑤ 平日は、工事現場での工事が多く多忙であるため、参加することは難しい。土日は、休日であるため平日よりは参加しやすい。（建設業者）

しかし、今回調査した国及び都道府県における講習会の開催状況をみると、一部の機関で以下のように開催場所等について見直しなどの対応がみられたものの、平日夕方以降や土日の開催のニーズに対し、特段の見直しや工夫をした例はみられなかった（ただし、中小企業庁では、講習会の開催を希望する事業者からの求めに応じて土曜日に講習会を開催した例あり。また、九州地方整備局では、平日 18 時以降又は土曜日に開催された業界団体主催の講習会に講師を派遣した例あり。）。

【受講者アンケート結果を踏まえ、開催場所、開催回数等を見直した例】

- ① 公正取引委員会の東北事務所は、宮城県で開催する基礎講習会について、平成 26 年度は白石市で、27 年度は大崎市で開催していたが、受講者の要望を踏まえ、28 年度は仙台市で開催した。
- ② 公正取引委員会の近畿中国四国事務所は、受講者の要望を踏まえ、大阪市で開催する講習会の回数を 1 回から 3 回に増やした。
- ③ 公正取引委員会の近畿中国四国事務所中国支所は、受講者の要望を踏まえ、管内で開催する講習会の各会場における募集定員を増やした。

【講習会に参加した事業者の元請比率を把握している例】

神奈川県は、開催する建設業講習会受講者に対するアンケートにおいて、元請比率（元請下請の割合）について調査している。

これによると、平成 28 年度では、元請比率が約 95%以上の事業者は全回答者の 24.0%、約 70%以上 95%未満は 27.2%、約 50%以上 70%未満は 15.3%となっており、

約 50%以上の事業者は全体で 66.5%、元請比率が約 50%以下の事業者は全体で 33.5%となっていた。

神奈川県は、今後、下請比率が高い（元請比率が低い）事業者に対して、下請取引の適正化に関する知識を習得させる必要があると考えることから、講習会への参加について建設業団体を通じた働き掛けや県からのアプローチを検討したい、また、元請比率別の事業者のニーズを踏まえ、講習会のテーマ選定や県の施策展開に活用していきたいとしている。

また、以下のとおり、講習会の定員充足率が低いにもかかわらず、案内方法や開催場所などの見直しを特段行っていない例がみられるなど、参加を確保しようとする積極的な取組は必ずしも十分とはいえない状況にある。

【定員充足率が低いにもかかわらず特段の見直しを行っていない例】

公正取引委員会及び中小企業庁は、下請取引適正化推進月間中、下請取引適正化推進講習会を各地で開催しており、公正取引委員会の各事務所及び各経済産業局が毎年同一地域で、隔年で交互に講習会を開催している。

今回、当省が公正取引委員会の本局、5事務所及び2支所並びに8経済産業局における講習会の開催状況を調査したところ、図表 2-⑩及び資料 5-⑤のとおり、経済産業局が主催する回は、公正取引委員会の地方事務所・支所が主催する回に比べ定員充足率が低くなっている傾向がみられ、中には 5 割を下回る例も散見される状況にあるが、経済産業局では、これまで案内方法や開催日時を見直していない。

図表 2-⑩ 下請取引適正化推進講習会における定員の充足状況（九州ブロックの主な例）

（単位：人、％）

開催地	平成26年度			27年度			28年度		
	募集 定員	参加 人数	定員 充足率	募集 定員	参加 人数	定員 充足率	募集 定員	参加 人数	定員 充足率
福岡市	130	111	85.4	125	116	92.8	130	148	113.8
佐賀市	70	57	81.4	70	54	77.1	70	47	67.1
長崎市	100	34	<u>34.0</u>	70	65	92.9	100	47	<u>47.0</u>
熊本市	80	72	90.0	80	50	62.5	80	53	66.3
大分市	100	30	<u>30.0</u>	70	61	87.1	100	56	56.0
宮崎市	60	41	68.3	60	37	61.7	60	61	101.7
鹿児島市	100	46	<u>46.0</u>	80	74	92.5	100	39	<u>39.0</u>

（注1）当省の調査結果による。

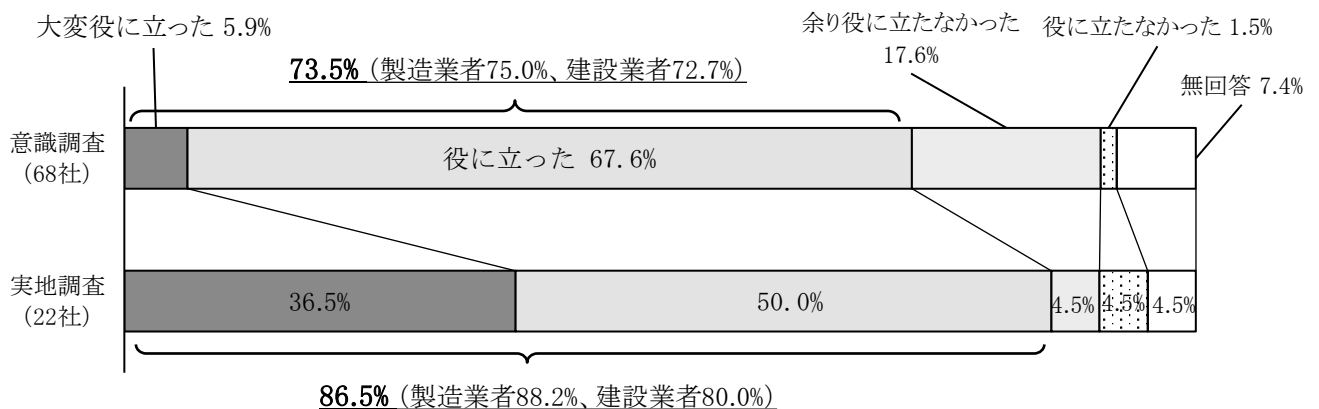
（注2）表中の□は公正取引委員会九州事務所が、■は九州経済産業局が主催したものである。

（注3）定員充足率が5割を下回っているものに下線を付している。

（注4）九州ブロックでは、この他福岡市で各年度1回、北九州市で各年度1～2回開催している。

以上のように、国及び都道府県の各機関による講習会については、下請事業者のニーズに応じて参加を確保するための取組が十分とはいえず、現に実際の参加は低調な実績となっている（前掲図表 2-⑦を参照）。しかし、当省の調査結果によると、講習会に実際に参加したことがある下請事業者の約 7 割から 8 割がその内容について役立ったと評価している。具体的には、図表 2-⑪のとおり、意識調査の結果では、「大変役に立った」又は「役に立った」との回答が 73.5%（製造業者 75.0%、建設業者 72.7%）、また、実地調査の結果でも、「大変役に立った」又は「役に立った」との意見が 86.5%（製造業者 88.2%、建設業者 80.0%）と、役に立ったとする下請事業者が多い。このように、講習会は下請事業者にとっておおむね有用なものであるにもかかわらず、その恩恵や機会が下請事業者に十分に届いていないという状況がみられる。

図表 2-⑪ 国等が開催する講習会に参加した下請事業者の評価



(注) 意識調査及び実地調査の結果による。

以上のように、下請事業者の法制度に対する理解は決して十分とはいえない状況にあり、下請事業者には基本的な知識を具備する必要性やそのニーズも存在するが、国及び都道府県が開催する講習会への実際の参加は低調となっている。

この主な原因は、講習会の開催自体が十分に知られていないことや、時間や場所で事業者の都合が合わず参加が困難であることにある。他方、この点についての国及び都道府県の各機関の対応や工夫は必ずしも十分に行われておらず、下請事業者のニーズに十分応えられていない状況にあるが、講習会の有用性は十分認められることから、講習会の受講機会の一層の提供が求められる。

【所見】

したがって、公正取引委員会、経済産業省及び国土交通省は、下請事業者の法制度に対する理解を増進する観点から、下請事業者のニーズ等を踏まえ、案内方法、開催時間・場所など講習会の運営を見直し、下請事業者の受講機会の一層の確保を図る必要がある。また、国土交通省は、都道府県に対して、講習会の運営について、国の取扱いを参考にした改善・見直しが行われるよう技術的な助言を行うこと。

3 相談窓口の利用等の状況

(1) 窓口の設置状況

国は、下請取引をめぐる事業者が抱える個別の問題や悩みに即して、その解決を図るため、下請取引に関し、事業者からの相談等を受け付ける窓口を各地に設置している。公正取引委員会は本局及び地方事務所・支所に、中小企業庁は本庁及び経済産業局に、それぞれ下請取引に係る窓口を設置し、事業者からの相談等を受け付け、申告事案については、必要に応じて事実確認や立入検査を行った上で、下請法違反が確認された場合には指導、勧告・公表などの対応を行っている。

また、中小企業庁は、ブロック機関である各経済産業局の窓口とは別に、全国 48 か所に「下請かけこみ寺」を設置し、下請等中小企業からの相談等に対し、問題の解決に向けた助言等を行うとともに、下請法違反になり得るものであり、相談者（下請事業者）が法の厳正な執行を求める事案については、下請かけこみ寺の本部（公益財団法人全国中小企業取引振興協会が役割を担っている。以下「下請かけこみ寺本部」という。）を経由して経済産業局に取り次ぐこととしている。なお、事案を取り次いだ経済産業局では、自ら受け付けた案件と同様、必要に応じ事実確認等を行うなど所要の対応を行う。

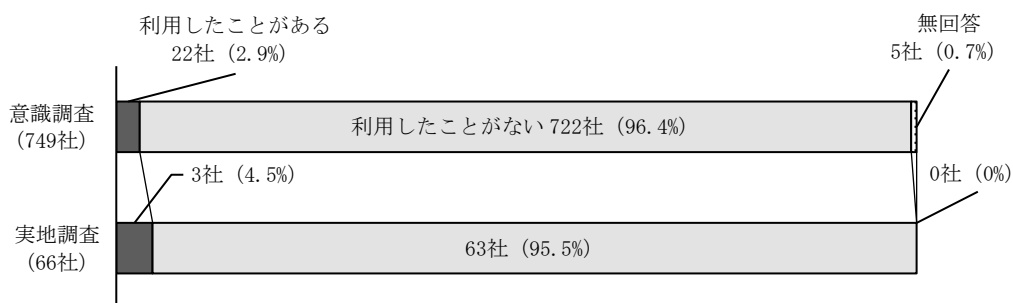
国土交通省においても、地方整備局に建設関係の下請取引を含む建設業法違反に関する通報窓口として、「駆け込みホットライン」を設置しており、事業者からの相談等に対して必要な案内や助言などを行っているほか、建設業法違反になり得る事案を受け付けた場合には、必要な事実確認、検査等を実施し、違反が認められれば監督処分、指導を行っている。なお、各都道府県でも、建設業法に基づく指導監督機関の立場から、相談等を受け付け、地方整備局と同様の処理を行っている。

(2) 窓口の利用状況

前掲 1(2)のとおり、例えば、下請かけこみ寺が受け付けた相談件数は年々増加している状況ではあるものの、当省が調査した結果では、禁止行為に該当し得る行為を受けても相談窓口を利用する下請事業者は少数となっている。

具体的には、図表 3-①のとおり、意識調査の結果では、禁止行為に該当し得る行為を受けたことがある下請事業者 749 社のうち、相談窓口を利用したものは 22 社（2.9%）、実地調査の結果でも同 66 社のうち 3 社（4.5%）のみという状況にある。

図表 3-① 相談窓口を利用したことがある下請事業者の割合

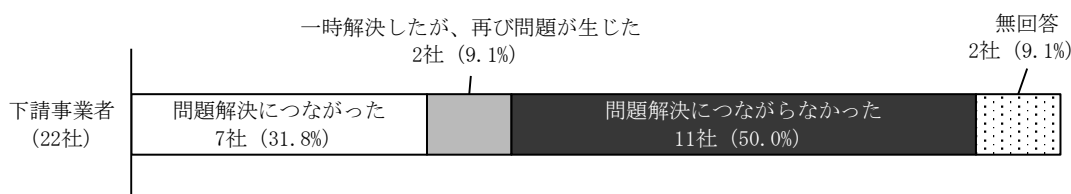


(注) 意識調査及び実地調査の結果による。

なお、相談窓口を利用していない下請事業者の対応をみると、実地調査の結果では、下請事業者 63 社のうち 29 社は、親事業者と自ら交渉するなどの対応を行っていた。一方、過半数の下請事業者（34 社）は、これまでの商慣行として、又は取引停止のリスクの懸念などから、禁止行為に該当し得る行為を甘受していた。

他方、実際に窓口を利用した事業者について、利用したことで問題の解決につながったかどうか（効果）を調べたところ、図表 3-②のとおり、禁止行為に該当し得る行為を受け、窓口を実際に利用した下請事業者 22 社のうち 7 社、約 3 割（31.8%）が「問題解決につながった」と評価している一方で、22 社のうち 11 社、5 割の下請事業者は「問題解決につながらなかった」との評価となっている。

図表 3-② 相談窓口の利用による問題解決の状況



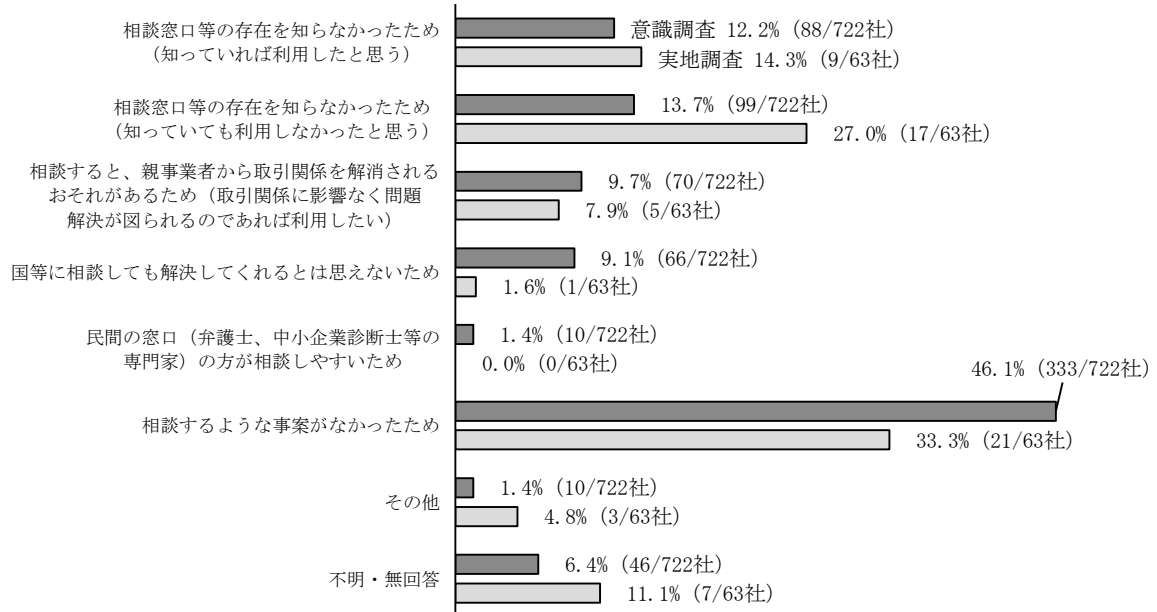
(注) 意識調査の結果による。

(3) 窓口を利用しない理由

相談窓口を利用しない理由をみると、図表 3-③のとおり、「相談するような事案がなかったため」（意識調査の結果で 46.1%、実地調査の結果で 33.3%）と回答したもの^(注)を除くと、主に、①窓口の存在を知らなかった（意識調査 12.2%、実地調査 14.3%）、②取引関係の解消を恐れて相談できなかった（意識調査 9.7%、実地調査 7.9%）ことを挙げている。

(注) 「相談するような事案がなかった」と回答した者のうち、7 割超が法の禁止行為を十分知らない事業者（意識調査の結果で 76.9%、実地調査の結果で 71.4%）であることを考慮すると、「相談するような事案がなかった」と回答した下請事業者と取引先の親事業者との間に「不当な取引がなかった」と直ちに解釈することはできないと考えられる。

図表 3-③ 相談窓口を利用しなかった理由



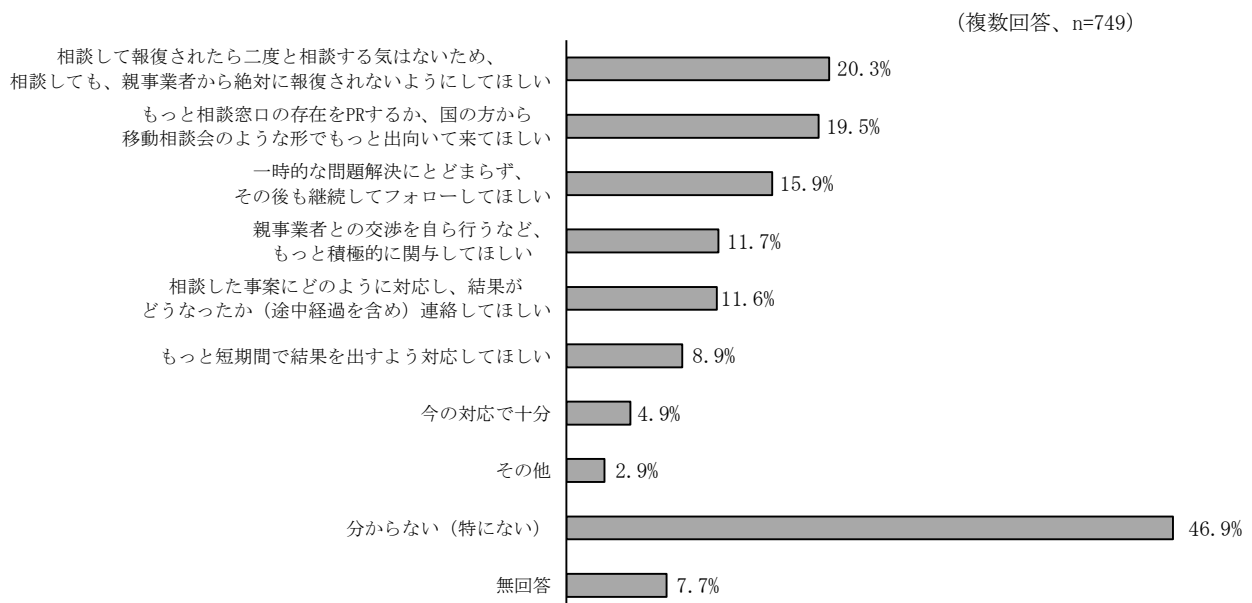
(注1) 意識調査及び実地調査の結果による。

(注2) この設問は、一つだけ回答するよう求めているが、複数回答しているものについては「不明」として処理している。

(4) 窓口の対応に関する要望

前掲(2)のとおり、下請事業者は禁止行為に該当し得る行為を受けても相談窓口を利用しない場合が多い。そこで、窓口の対応に関してどのようなことが求められているかについてみると、意識調査の結果では、禁止行為に該当し得る行為を受けたことがある下請事業者からは、図表 3-④のとおり、①親事業者からの報復の防止 20.3%、②窓口の周知又は国の方から出向く対応 19.5%、③継続的なフォロー15.9%、④国の積極的な関与 11.7%、⑤事案の処理結果の連絡 (途中経過を含む。) 11.6%、といった意見要望が聴かれた。

図表 3-④ 窓口対応に関する下請事業者の意見要望



(注) 意識調査の結果による。

(5) 窓口における事務処理の実態

ア 事務処理の概況

今回、12 下請かけこみ寺、7 地方整備局及び 10 都道府県（建設業法所管部局）について、個別事案の対応を含め事務処理の状況を調査したところ、これらの窓口における下請事業者からの相談等の処理の概況は、次のとおりである^(注)。

(注) 公正取引委員会の本局及び地方事務所・支所並びに経済産業局の窓口については、受け付ける事案の多くが親事業者からのものなどであることから、下請事業者からの申告等があった場合の一般的な対応方法等は聴取しているものの、個別事案の処理状況は今回調査していない。

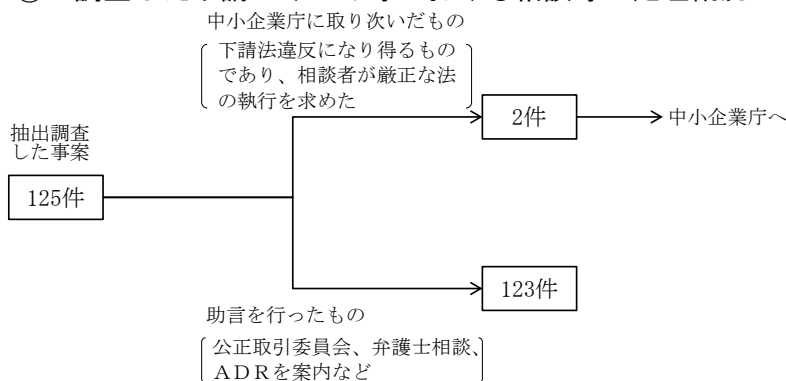
- ① 12 下請かけこみ寺が受け付けた相談等から 125 件を抽出^(注1)して処理状況をみたところ、図表 3-⑤のとおり、公正取引委員会に相談するよう案内する、弁護士による無料相談や裁判外紛争解決手続（ADR）を案内するなどの教示・助言を行ったものは 123 件であった。また、下請法違反になり得るものであり、かつ、相談者が下請法の厳正な執行を求めたため、下請かけこみ寺本部を通じて中小企業庁に事案を取り次いだものは 2 件となっていた^(注2)。（なお、下請かけこみ寺全体でみても、同期間中に下請かけこみ寺本部を通じて、中小企業庁又は経済産業局に取り次いだ事案は上記 2 件のみである。）

(注1) 12 下請かけこみ寺が平成27年4月から当省の調査時点（平成29年8月からおおむね11月まで。以下同じ。）までに受け付けた相談等について、1 下請かけこみ寺当たり 10 件（下請かけこみ寺本部においては 20 件）を目安に抽出した。なお、受付事案が少ないことにより、10 件に満たない下請かけこみ寺がある。

(注2) 前掲(1)のとおり、下請かけこみ寺は下請かけこみ寺本部を通じて経済産業局に事案を取り次ぐこととしているが、これら 2 件は、親事業者が全国に営業所を展開する企業である事案（1 件）、下請 G メンの派遣を求める先例のない事案（1 件）であったことから、経済産業局ではなく中小企業庁に取り次いでいる。

下請かけこみ寺においては、おおむね即日で相談者に助言等を行い、処理が完了（抽出調査した 125 件のうち 122 件は受付日に処理が完了）している。また、上記 2 件の中小企業庁に取り次いだ事案についても、速やかに相談者に結果が連絡されていた。

図表 3-⑤ 調査した下請かけこみ寺における相談等の処理概況



(注) 当省の調査結果による。

② 調査した 7 地方整備局（駆け込みホットライン）が受け付けた相談等から 83 件を抽出^(注1)して処理状況をみたところ、図表 3-⑥のとおり、法テラス（日本司法支援センター）などの法律相談窓口や建設工事紛争審査会^(注2)などを案内するなどの教示・助言を行ったものは 75 件、建設業法違反になり得るか事実確認を行ったものは 8 件となっていた。なお、事実確認の結果、建設業法違反が確認されたことにより、文書勧告 1 件及び口頭指導 6 件を行っている。

(注1) 7地方整備局が平成27年度から当省の調査時点までに受け付けた相談等について、1地方整備局当たり10件から20件を目安に抽出した。

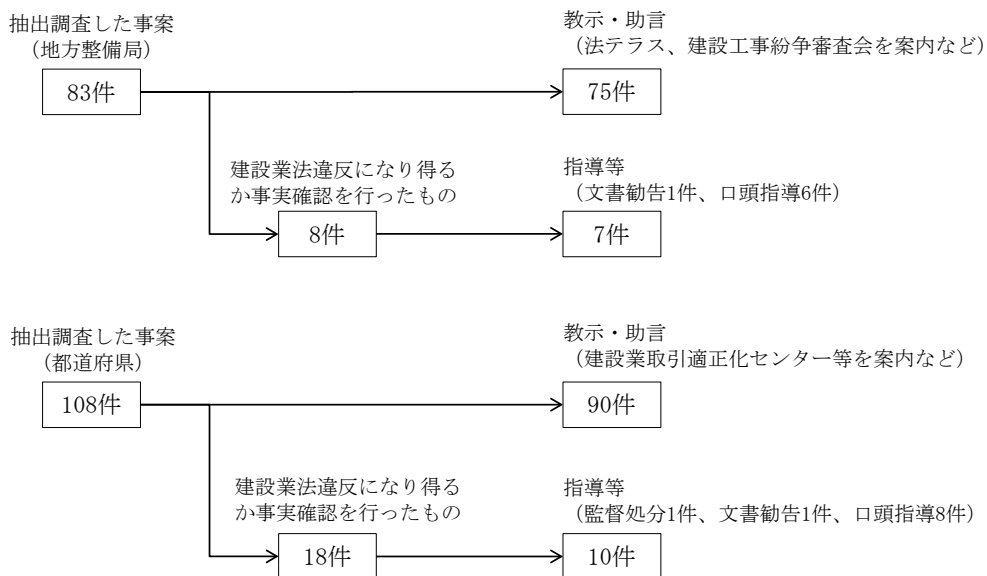
(注2) 建設工事紛争審査会は、建設業法に基づき、国土交通省及び各都道府県に設置され、建設工事の請負契約に関する紛争の処理を行う準司法的機関（裁判外紛争処理機関）である。

また、調査した 10 都道府県が受け付けた相談等から 108 件を抽出^(注1)して処理状況をみたところ、図表 3-⑥のとおり、建設業取引適正化センター^(注2)や建設工事紛争審査会などを案内するなどの教示・助言を行ったものは 90 件、建設業法違反になり得るか事実確認を行ったものは 18 件となっていた。なお、事実確認の結果、建設業法違反が確認されたことにより、監督処分 1 件、文書勧告 1 件及び口頭指導 8 件を行っている。

(注1) 10都道府県が平成27年度から当省の調査時点までに受け付けた相談等について、1都道府県当たり10件から20件を目安に抽出した。なお、受付事案が少ないこと等により、半数の都道府県は10件未満となっている。

(注2) 建設業取引適正化センターは、国土交通省の委託事業により、公益財団法人建設業適正取引推進機構が東京都及び大阪府に設置しており、建設工事の請負契約をめぐるトラブルについて、弁護士等の相談指導員が無料で相談に応じている。

図表 3-⑥ 調査した地方整備局及び都道府県における相談等の処理概況



(注) 当省の調査結果による。

イ 窓口における実際の対応状況（下請事業者の要望との比較検証）

調査対象 12 下請かけこみ寺、7 地方整備局及び 10 都道府県における受付事案の実際の対応状況について、下請事業者の窓口の対応に関する意見要望（前掲(4)）と照らし合わせつつ分析したところ、以下のような結果がみられた。

（窓口の周知又は国の方から出向く対応）

前掲(3)のとおり、窓口の存在自体が十分知られていないが、今回の調査結果では約 2 割の下請事業者から、「もっと相談窓口の存在を PR するか、国の方から移動相談会のような形でもっと出向いてきてほしい」との意見要望が示されている。

窓口の周知については、現在はホームページやポスターなどによる広報が行われているが、前掲(3)のとおり、いまだ十分に浸透しておらず、「窓口の存在を知っていれば利用したと思う」としている事業者も相当程度いることを踏まえれば、一層の周知が必要と考えられる。

また、国の方からもっと出向いていくという取組に関しては、（下請かけこみ寺などは別の取組として）平成 29 年 1 月から、中小企業庁が下請Gメンによる下請事業者への訪問調査を開始している（当該取組については後掲 4(3)）。

（親事業者による報復の防止）

窓口対応に関する下請事業者の意見要望のうち、今回の意識調査で最も多かったのは「相談しても親事業者から絶対に報復されないようにしてほしい」ということ、すなわち「報復の防止」であった。このことに関し、調査した下請かけこみ寺、地方整備局及び都道府県における対応状況をみると、下記の 1 機関を除く全ての機関において、相談等を行った後に親事業者との取引関係に影響が出ていないか（取引は継続しているか、報復が行われたおそれはないか）などの下請事業者への報復に関する状況を把握する取組は行われていなかった。

（参考）なお、公正取引委員会では、下請事業者から下請法違反の申告等を端緒として指導等を行った場合には、当該親事業者とその取引相手の下請事業者（親事業者から提供されるリストによる）に対して、事後に行う書面調査により、報復が行われていないか確認しているとしている。

【相談対応後に下請事業者の取引の状況をフォローしている例】

下請センター東京（東京都に置かれている下請かけこみ寺）は、相談対応後の状況把握と相談業務の改善にいかすため、平成 21 年度から毎年、前年度に受け付けた相談事案（匿名での相談や他の相談機関を紹介したもの等を除く。）について、相談者から相談後の解決状況、相談者が選択した解決のための手段、取引の継続状況を電話で聴取している。

例えば、平成 27 年度に受け付けた事案では、対象となる 235 件のうち 100 件について相談者から回答を得ており、その結果をみると、相談後の解決状況は、全面解決 49 件、部分解決 16 件、係争中 13 件、解決しなかった 22 件となっており、また、取引の継続状況は、継続している 13 件、継続していない 87 件となっている。

いまだ問題が解決していない場合や新たな問題が生じている場合があり、その場合には、下請事業者に対するフォローの一環として、電話で聴取している相談員がそのまま相談対応している。

なお、下請センター東京では、相談を受け付けたその翌年度のフォローでは相談者から十分な回答が得られないことがあり、より効果的な状況把握を行うため、より短い間隔で聴取することを検討したいとしている。

（継続的なフォロー）

今回の調査では、一定の事業者から、「一時的な問題解決にとどまらず、その後も継続してフォローしてほしい」とする意見要望があったが、調査した下請かけこみ寺、地方整備局及び都道府県においては、上記のとおり、相談者等の事後の取引状況を把握する取組は行われていなかったほか、調査した地方整備局及び都道府県においては、次のとおり、相談等を端緒として親事業者に対する処分や指導を行った事案について、その後親事業者が改善措置を講じたかどうかを確認していないものが多数みられた。

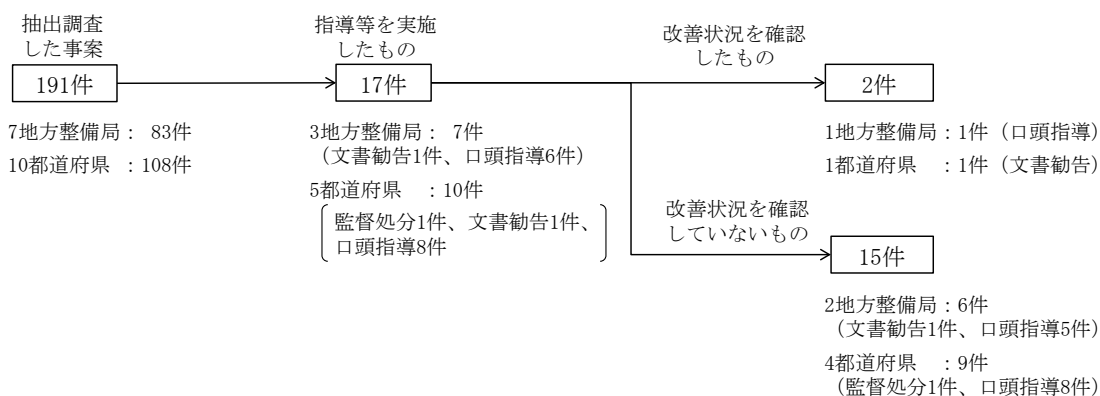
（参考）なお、公正取引委員会及び経済産業省は、親事業者に対して指導や勧告を行った場合には、事案の内容に応じて改善報告書の提出を求め、改善措置がとられたか確認を行っているとしている。

【指導等を行った後、改善措置の状況を確認していない例】

地方整備局及び都道府県では、図表 3-⑦のとおり、抽出調査した 191 件のうち 17 件（地方整備局 7 件、都道府県 10 件）について、親事業者に対する指導等を行っているが、このうち親事業者による改善措置の状況を確認しているものは 2 件（地方整備局 1 件、都道府県 1 件）のみで、残る 15 件（地方整備局 6 件、都道府県 9 件）については、親事業者が改善措置を講じたかどうかの確認を行っていなかった。

例えば、書面による契約締結の義務を遵守するよう口頭で指導した事案に関して、是正報告書により改善状況を確認している地方整備局の例がある一方で、書面による契約締結の義務を遵守することと「赤伝処理」（請負金額の減額処理）をしないよう口頭で指導した事案に関して、対応する職員不足を理由に親事業者の改善状況を確認していない都道府県の例があった。

図表 3-⑦ 指導等に対する改善措置の確認状況



(注 1) 当省の調査結果による。

(注 2) 改善状況を確認していない 2 地方整備局は、2、3 年後又は 5 年後を目途に、立入検査により改善措置の確認を行うと説明している。

(事案の処理結果の連絡)

今回の調査では、「相談した事案にどのように対応し、結果がどうなったか（途中経過を含め）連絡してほしい」とする事業者の意見要望も把握されたところである。この点に関し、建設業法違反の通報や下請法違反の申告を受けて処理した結果について、各機関における通報者や申告者への連絡状況をみると、次のとおりであった。

建設業法違反の被疑事実についての通報に関して、調査した地方整備局及び都道府県の対応をみると、抽出調査した 191 件（7 地方整備局 83 件、10 都道府県 108 件）のうち 26 件（4 地方整備局 8 件、7 都道府県 18 件）について、通報を端緒に事実確認等を行っているが、このうち通報者に処理結果を連絡したものは 15 件（1 地方整備局 1 件、5 都道府県 14 件）となっており、残る 11 件（3 地方整備局 7 件、3 都道府県 4 件）^(注) は、通報者に処理結果を連絡していなかった。

(注) 1 都道府県は、通報者に処理結果を連絡した場合と連絡していない場合があるため、処理結果を連絡した都道府県の数と連絡していない都道府県の数の合計は、事実確認等を行った都道府県の数と一致しない。

上記 4 地方整備局及び 7 都道府県について、通報者に対する処理結果の連絡に関する方針や考え方をみたところ、①希望する通報者に対しては、処理結果を連絡する（4 都道府県）、②事案に応じて連絡する場合と連絡しない場合がある（2 地方整備局 1 都道府県）^(注)、③親事業者が立入検査や指導を受けたという情報が外部に伝わると当該親事業者の評判が落ちるなど不利益が生ずるおそれがあり、通報を受け付けた際に調査結果は連絡しないと通報者にあらかじめ伝えているなどとして、事案にかかわらず、通報者に処理結果は連絡しない（2 地方整備局、2 都道府県）となっており、機関ごとに取扱いが異なっていた。

(注) 例えば、1 都道府県においては、親事業者が建設工事紛争審査会に申請することとした場合には連絡していない。

また、例えば、書面による契約締結がなされず請負代金の未払が生じている通報事案であり、かつ、最終的に親事業者に対して、書面による契約締結の履行について指導した事案（8件）の中でも、処理結果を連絡しているケース（2都道府県5件）もあれば、連絡していないケース（2地方整備局3件）もあり、同じような事案であっても機関ごとに処理結果の連絡が違っている状況がみられた。

国土交通省は、通報事案の処理結果の通報者への連絡について、「行政処分に至らない事案について、地方整備局が、法令違反の疑義により親事業者に検査を行った事実や行政指導を行った事実を対外的に明らかにすることは、当該親事業者の社会的信用を失墜させる等の不利益を与えるおそれがあることから、慎重に対応すべきものであるが、事案によっては処理結果を通報者へ連絡できるものもあると考えている」としているが、今回の調査結果にも現れているとおり、実際上は、各機関の判断に委ねられており、統一的な取扱いにはなっていない。

このように、それぞれの地方整備局又は都道府県によって、通報事案の処理結果の通報者への連絡に関する取扱いが異なることは、通報者の立場からみると、機関や地域によって受けられる対応が違うということになるが、その合理性・妥当性や必要性等については不明瞭な状況にある。また、通報者からすると、連絡が行われなかった場合は対応の有無を含め通報がどう処理されたか全く分からない場合もあり^(注1)、今回の調査でも一定の下請事業者から、処理結果の連絡を求める意見要望が出されている。他方、通報事案の処理結果は様々であり^(注2)、法に違反したとして親事業者が公にされる勧告や行政処分に至らないものが多い。そのため、処理結果を連絡することについては、勧告や行政処分が行われた場合と同様、一定の不利益を親事業者に及ぼす可能性があることなども考慮する必要があることは一概に否定できないところである。こうした諸点を踏まえ、国土交通省においては、通報者に対する処理結果の連絡の在り方について、改めて検討し、整理する必要があると考えられる。

(注1) 親事業者から具体的な是正措置がとられた場合には、通報者も地方整備局又は都道府県による指導等が行われたのではないかと推認することができるが、親事業者から何らの是正措置もとられない場合には、地方整備局又は都道府県が事実確認を行ったのか、是正措置を講ずるよう指導するまでの事実が確認できなかったのかなど、地方整備局又は都道府県の対応を通報者が知ることができない。

(注2) 通報を端緒として、地方整備局及び都道府県が事実確認を行い、法違反のおそれがあるとして指導するケースもあれば、事実確認を行ったものの法に違反する行為は特段認められないというケースも存在する。

また、下請法違反の被疑事実についての申告に関し、その処理結果の申告者への連絡について、調査した中小企業庁及び経済産業局における対応をみると、①指導を行ったという情報だけが「一人歩き」して親事業者に風評被害を招きかねない、②親事業者による損害回復措置が図られれば、結果として、下請事業者も処理結果を知ることになるとの考え方により、処理結果を申告者に連絡しないという取扱いを行っていた。

一方、同じく下請法違反の申告を取り扱う公正取引委員会は、下請法違反の申告に当たって、図表3-⑧の申告様式のとおり、「処理結果の通知希望の有無」を確認した上で、通知を希望する者に対しては、必ず処理結果を通知することとしており、その

理由については、独占禁止法の取扱いに倣ったものと説明している^(注)。

(注) 独占禁止法に違反する事実があるという報告が、報告者の氏名又は名称及び住所が記載された書面で行われ、具体的な事実を示しているものである場合には、公正取引委員会は、その報告に係る事件についてどのような措置をとったか、あるいは措置をとらなかったかを報告者に通知することになっており(独占禁止法第45条第3項)、これは報告者の関心に応え、報告者の便宜を図ることを趣旨としているもので、同法の補完法である下請法もこれに倣い、申告者が処理結果の通知を希望する場合には、通知することとしていると説明している。

図表 3-⑧ 公正取引委員会の下請法違反の申告様式(抜粋)

(9) 処理結果の通知希望の有無【必須】	<input checked="" type="radio"/> 通知希望あり
	<input type="radio"/> 通知希望なし
通知を希望する場合は、上記(1), (2), (3), (6)及び(7)の記入が必要です。	

このように、同じ下請取引に関する下請法違反の被疑事実の申告でありながら、中小企業庁・経済産業局に申告した場合と公正取引委員会に申告した場合とで申告者への対応が異なっている。中小企業庁(経済産業局を含む。)の対応については、前述の建設業法違反の通報の場合と同様、現行の考え方を直ちに否定することはできない一方、公正取引委員会に申告した場合と同様の対応を申告者は受けることができないということの合理性等は不明瞭である。また、今回の調査でも、一定数の下請事業者から処理結果の連絡に対する意見要望があることを把握しているところである。こうした点を踏まえ、中小企業庁においては、申告者に対する処理結果の連絡の在り方について、改めて検討し、整理する必要があると考えられる。

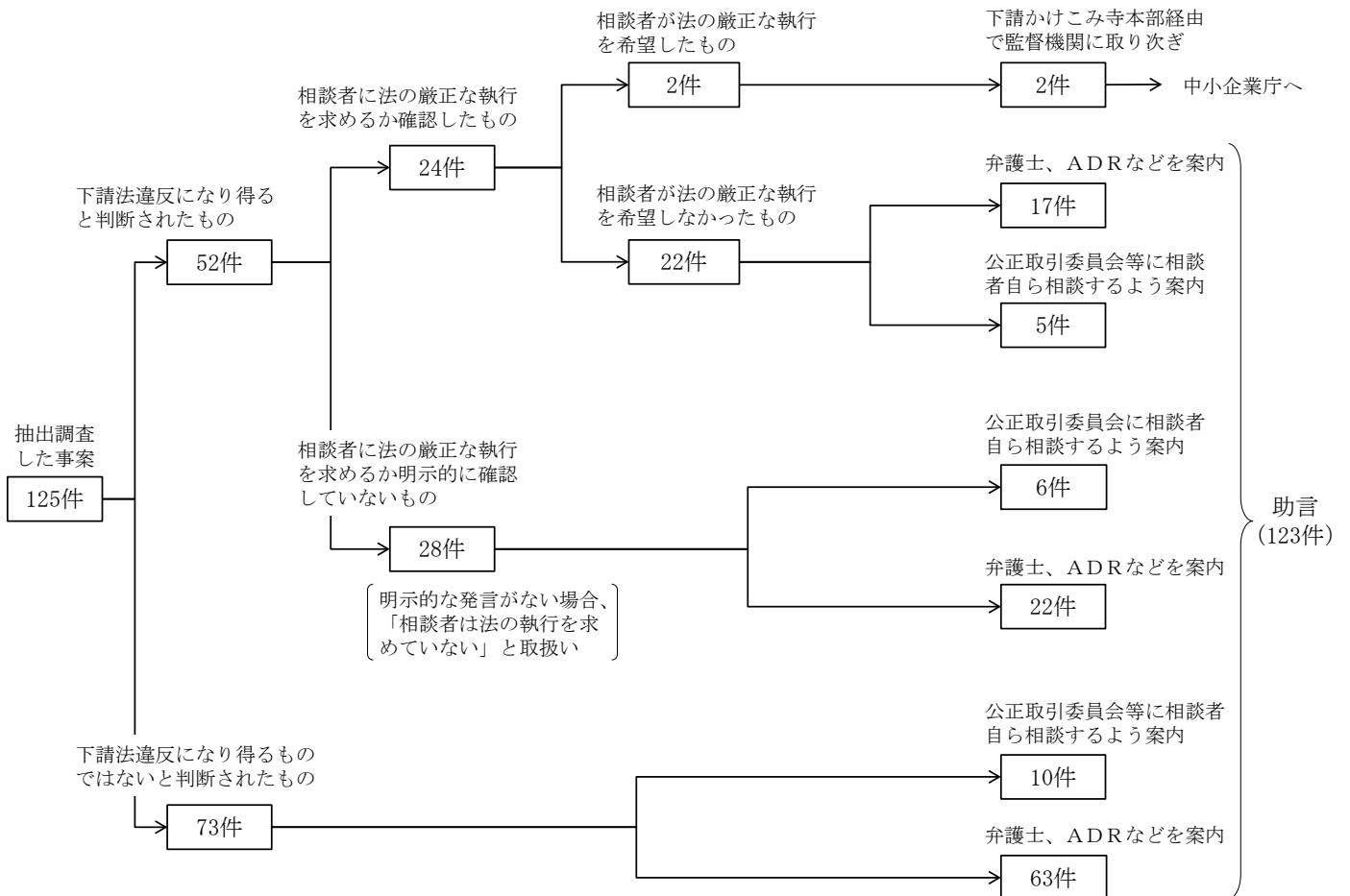
(国の積極的な関与)

今回の調査によれば、事業者は国に対し「親事業者との交渉を自ら行うなど、もっと積極的に関与してほしい」との要望を持っている。これに関し、調査した下請かけこみ寺、地方整備局及び都道府県における事案の処理状況をみると、以下のような状況がみられた。

① 下請かけこみ寺

12 下請かけこみ寺において抽出調査した相談事案 125 件の対応状況をみると、図表 3-⑨のとおり、各かけこみ寺において下請法違反になり得ると判断した事案は 52 件あり、そのうち 2 件は中小企業庁に取り次がれた一方、残る 50 件については、公正取引委員会に相談するよう案内する、弁護士の無料相談や ADR を案内するなどの対応がなされていた。

図表 3-⑨ 下請かけこみ寺における相談事案の対応状況



(注) 当省の調査結果による。

下請かけこみ寺自身は、中小企業庁や経済産業局のように下請法の執行、すなわち指導等を行う権限はないが、相談者の意向を適切に踏まえて、法の執行を要する可能性のある事案を適切に経済産業局に取り次ぐ役割を担っている。具体的には、相談者の話を親身に聞き誠意ある助言を行うこととされ、また、相談を受けた事案が下請法違反になり得るものであり、相談者が同法の厳正な執行を求める場合、下請かけこみ寺本部を経由して管轄の経済産業局に取り次ぐこととされている（「「下請かけこみ寺」相談・ADRに係る事務手続きマニュアル」（平成20年4月1日公益財団法人全国中小企業取引振興協会 下請かけこみ寺本部）。以下「かけこみ寺事務処理マニュアル」という。）。

しかしながら、12下請かけこみ寺における処理状況や処理方針を調査したところ、下請法違反になり得る事案への対応において、i) 相談者の意思の確認が不十分な例、ii) 法の執行を求める相談者の意向に十分対応していないと考えられる例がみられ、経済産業局に適切に事案を取り次ぐという下請かけこみ寺の本来の機能が十分に発揮されていない実態が把握された。このように、しかるべき取次ぎがなされない場合、経済産業局等による指導等が行われるべき案件が、結果として、それがなされない余地を生むことになる。

【相談者の意思の確認が不十分な例】

5 下請かけこみ寺は、相談者の側から明示的に厳正な法の執行を求めてこなかった場合であっても、下請かけこみ寺の側から「経済産業局に連絡して対応してもらるか」、「監督機関に指導を求めるか」などの点を相談者に打診して、その意思を確認していた。しかしながら、残る 7 下請かけこみ寺は、このような意思確認を行っておらず、相談者の側から明示的に厳正な法の執行を求める旨の発言がなされない限り、「その相談者は下請法の厳正な執行を求める意思はない」と取り扱っていた。そのため、これらの 7 下請かけこみ寺が取り扱った 28 件（下請かけこみ寺としては法違反になり得ると考えていたもの）は全て、法の執行が求められていない事案と処理され、経済産業局に取り次がれなかった。

このように、下請かけこみ寺によって意思確認の有無に違いがあることは、全国共通であるはずの行政サービスを実施していないことになるため、それ自体問題があるが、それ以上に、厳正な法の執行を求めるか明示的に意思確認しないという対応は、経済産業局に取り次がれるべき案件が取り次がれない余地を生むという点で問題がある。下請事業者の多くは下請法を必ずしも十分に理解していないので（前掲2(2)）、下請法に基づき国がどのような対応を講じてくれるかを知り尽くしている訳ではない。したがって、相談者の側から法の執行を求める旨の発言が出てこないからといって、それを希望していないものと一律に解することは不適切である。相談した下請事業者の中には、法の執行という解決手段についてそもそも知識がなかったものの、下請かけこみ寺の方からそのような選択肢もあることの説明を受ければ、それを希望する者がいる可能性も十分考えられる。しかるに、上記の 7 下請かけこみ寺のような対応では、経済産業局に取り次がれる余地がなくなり、指導がなされるべき案件が埋没してしまうおそれがある^(注)。

(注) 下請かけこみ寺本部では、「下請法の適用の有無が確実ではない状況において、下請法の厳正な執行を求めるかどうかを確認すると相談者に大きな期待感を持たせてしまう」、「相談者の悩みを解消するためかけこみ寺としてどのような対応がとれるかを第一に考えている」ため、厳正な法の執行を求めるかどうか確認する必要は必ずしもないとしているが、行政庁による指導など法の執行が相談者の問題を解決する手段の一つたり得ないわけではない以上、相談者に示さないことは正当化されない。

【法の執行を求める相談者の意向に十分対応していないと考えられる例】

かけこみ寺事務処理マニュアルでは、受け付けた事案が下請法違反になり得るものであり、相談者が行政による厳正な法の執行を求める場合、下請かけこみ寺本部を経由して管轄の経済産業局に取り次ぐものとされ、相談者が親事業者の報復を恐れている場合は、申告者の名前を出さずに「匿名」で調査できることを説明することとされている。また、下請かけこみ寺本部によると、相談者が親事業者との取引の継続を希望しつつも、行政による厳正な法の執行を求めている事案については、同マニュアルどおり、下請かけこみ寺本部を通じて経済産業局に事案を取り次ぐことになるとしている。

しかしながら、下請かけこみ寺の中には、かけこみ寺事務処理マニュアルとは別に独自の運用として、相談者から厳正な法の執行を求められた場合であっても、下

請かけこみ寺自ら事案を経済産業局に取り次ぐと相談内容を正確に伝えられない可能性があるとして、相談者自ら経済産業局や公正取引委員会の地方事務所に申し出るよう求める対応を行うこととしているもの（1機関）のほか、相談者が「厳正な法の執行」と「取引の継続」の双方を求めている場合は、申告者の名前を出さずに「匿名」で調査できることを説明するが、匿名で調査しても、相談したことを親事業者に疑われて、取引が停止される可能性がないとは言い切れないことも説明し、相談者に判断を委ねるという独自の運用を行っている機関もあった（3機関）。

中小企業庁は、かけこみ寺事務処理マニュアルにあるとおり、相談者が取引継続の希望を持っているからといって、下請かけこみ寺から経済産業局に取り次がなくともよいという方針としていないが、上記のとおり、現場では必ずしもかけこみ寺事務処理マニュアルの方針に沿った対応が実践されていない。その結果、経済産業局に取り次がれて然るべき案件が取り次がれず、指導がなされるべき案件が埋没してしまうおそれがある。なお、下請かけこみ寺から下請かけこみ寺本部に上がった案件は、経済産業局に取り次ぐ前に、再度、相談者に対する意向確認が行われることとなっているため、取引継続への希望を理由に、末端の下請かけこみ寺の段階で、法執行が求められている案件を止めてしまう必然性は乏しい。

そもそも、下請法は、取引の適正化を図ることを目的とし、報復行為を禁止行為の一つと規定している以上、上記のような、法の執行によって取引の継続が犠牲になるとの前提に立った行政側の対応は不適切である。相談者が求めているのは、法の執行によって取引が適正化された上で継続していくことであって、申告者の名前を出さずに「匿名」で調査できることを説明するが、匿名で調査しても、相談したことを親事業者に疑われて、取引が停止される可能性がないとは言い切れないことも説明した上で、判断を相談者に委ねるのは、特に相談者は弱い立場にあることを考慮すると、相談者の要望に十分応えた対応とは言い難い。確かに現実的には、親事業者に指導等がなされた後、当該親事業者が相談者（下請事業者）に対し報復行為を行うリスクがあることは否定できないが、それ故に経済産業局への取次ぎをせず、法の執行の道を閉ざすというのは本末転倒と考えられる。

上記のほか、今回調査した下請かけこみ寺においては、経済産業局への取次ぎが僅少である一方、相談者に対し、公正取引委員会に相談するよう案内している対応事例が相当程度みられた。具体的には、抽出調査した125件のうち21件が、相談者自ら公正取引委員会の地方事務所に相談するよう案内している対応であったが、その理由等は以下のとおりであった。

i) 下請法の解釈・適用判断に関わるため 10件

この中には、次のような例がある。

- ・ 下請法の適用関係について下請かけこみ寺本部に確認したが、同本部からは、「同本部は行政庁ではないので最終的な判断はできないため、公正取引委員会に判断を仰ぐように」とする旨の返答があったため、相談者自ら公正取引委員会に相談するよう案内した例
- ・ 下請法に抵触するか否か直ちに判断することが難しい場合は、公正取引委

員会の対応の方が迅速なため（下請かけこみ寺本部経由での対応は時間が掛かり非効率）、公正取引委員会を直接案内することになっている下請かけこみ寺の例

- ・ 下請法の適用の有無について、相談者自身で公正取引委員会又は経済産業局に確認するよう助言している例。（なお、この事例では、下請かけこみ寺自身で経済産業局に照会することはしていない。）

ii) 下請法違反になり得るため 8件

このうち、相談者に法の執行を求めるかどうかを明示的に確認していない下請かけこみ寺の事案は5件、確認することとしている下請かけこみ寺の事案は3件。

iii) その他 3件

かけこみ寺事務処理マニュアルでは、対応・判断に困ったときは下請かけこみ寺本部に連絡することとされているが、その具体的なケースは示されていない。下請かけこみ寺本部によると、明確に定められてはいないが、下請法の解釈を問われている事案、法違反か否かの判断に悩む事案、法違反と思われるが相談者が行政の対応まで求めている事案については、公正取引委員会に相談するよう相談者に勧めることがあるのではないかとのことであった。

上記の事例のとおり、今回調査した下請かけこみ寺では、法の解釈等に関わる案件や法違反になり得る案件について、相談者に対し公正取引委員会に相談するよう案内しており、その際、最寄りの公正取引委員会の地方事務所の連絡先を教える対応を行っている機関もあった。公正取引委員会を案内すること自体が問題とは言えないが、相談者にとっては、公正取引委員会に連絡し、相談日程を調整し、事案内容を一から説明しなければならないことから、一定の負担（二度手間）がかかる。また、実地調査した下請事業者からは「多くの事業者は行政機関に対して「敷居が高い」というイメージを持っている」という意見も聴かれており、そうした実務的・心理的負担等から公正取引委員会に結局は相談しないという結果になることもあり得る。公正取引委員会を案内している以上、下請かけこみ寺としても、当該事案が法執行を要する事案である可能性を否定している訳ではないにもかかわらず、相談者任せのため公正取引委員会への事案の到達は十分に確保されていない。こうした点を踏まえ、下請かけこみ寺においては、公正取引委員会を案内する場合には、相談者の負担を軽減し、相談者と公正取引委員会をつなぐきめ細かな対応を行うことが望ましい。

② 地方整備局及び都道府県

調査した地方整備局及び都道府県においては、建設業の請負代金の支払に関する通報事案について、受付を端緒に親事業者に対する事実確認を行い、指導を行っているものがある一方で、同種の事案でありながら同様の事実確認（当事者双方の主張や契約書類の確認など）をすることなく、民事契約に関することとして、建設工事紛争審査会や建設業取引適正化センターに相談するよう案内するものがあり、機関ごとに取扱いが区々となっている次のような事例が把握された。

【建設業の請負代金の支払に関する事案に係る取扱いが区々となっている例】

国土交通省は、請負代金の支払に関して、「下請負人及び元請負人から事実確認した上で元請負人に対して指導すべき事実が確認できた場合は、指導を検討することもあると思われるが、当事者間の主張が食い違う場合、契約書類がないこと等の理由により責任の所在が判断できないことが多く、そうした場合は、弁護士、建設工事紛争審査会、建設業取引適正化センター（弁護士等の相談指導員）の活用により対応することとなる」としている。

しかしながら、調査した地方整備局及び都道府県における建設業の請負代金の支払に関する事案（抽出調査した 191 件のうち 144 件）の処理をみると、相談者が親事業者に対する指導を求めている場合、事実確認を行った上で、指導を行うなど問題の解決につなげる対応を行っている例がある（1 地方整備局及び 1 都道府県）一方で、当事者の一方にしか言い分を確認せず、かつ、「請負代金の支払は民事契約上の債権債務に関することで行政が関与することは不適切」などとして、建設工事紛争審査会や建設業取引適正化センターを案内する、又は、弁護士に相談するよう求めるなど、十分な事実確認を行う対応がなされていない例があった（1 地方整備局及び 7 都道府県）。

後者の対応は、上記の国土交通省の考え方と齟齬^{そご}するものであり、また、建設業法に違反するかどうかの事実確認を行わないまま、民事契約に関するものとして建設工事紛争審査会や建設業取引適正化センターを案内することは、法律によって一定の行為を義務付け、又は禁止している意義を失わせることになりかねない。このため、こうした事案への対応（行政の関与の在り方）について運用の統一を図る必要があると考えられる。

(6) まとめ

国は、いわゆる下請いじめなどにより悩みを抱えている下請事業者からの個別の相談等に対応できるよう、全国に相談窓口を設置している。具体的には、公正取引委員会、中小企業庁、経済産業局、下請かけこみ寺のほか、建設業法関連の相談窓口が地方整備局及び都道府県に設置されている。

しかしながら、当該窓口を利用する下請事業者は少数となっている。その理由は様々であるが、そもそも「相談窓口等の存在を知らなかった」ことが主な理由の一つであった。相当程度の事業者が「知っていれば利用したと思う」と回答し、「もっと相談窓口の存在をPRしてほしい」との要望をしていることを踏まえ、相談窓口については一層の周知に取り組む必要があると考えられる。

一方、窓口を利用した下請事業者の 5 割が「問題の解決につながらなかった」とし、窓口の存在を「知っていても利用しなかったと思う」とする事業者も多く、また、利用しなかった理由として親事業者からの報復（取引関係の解消）の恐れ等が挙げられていることから、窓口の周知のみでは十分とはいえない。

窓口の対応に関しては、親事業者による報復の防止、継続的なフォロー、処理結果の連絡、問題解決への国の積極的な関与などを求める意見要望があったが、現場の窓口では必ずしもこれらのニーズに応える取組が十分ではない状況がみられた。具体的には以下のとおりであり、今後、相談窓口の機能を一層向上させていく観点から、業務運営等における改善・見直し等が求められる。

- ① 親事業者による報復の防止を求める意見及び相談事案の継続的なフォローを求める意見は多いが、1 機関を除き、調査した下請かけこみ寺、地方整備局及び都道府県においては、そもそも、相談事案に係る親事業者との取引の継続状況を把握する取組は行われておらず、報復に関する状況把握は何ら行われていなかった。報復の判断は現実的には極めて難しい点を考慮しても、国に相談することによる親事業者からの報復に対する下請事業者の恐れへの対策の重要性や継続的なフォローを求める要望を踏まえ、相談対応後の取引状況をフォローする取組に着手する必要がある。
- ② 下請事業者からは相談等を行った事案について処理結果の連絡を求める意見要望があるが、建設業法違反の通報について、その処理結果を通報者に連絡するかどうかの取扱いが機関（地方整備局及び都道府県）によって異なっていた。また、下請法違反の申告について、中小企業庁及び経済産業局は、公正取引委員会と異なり、処理結果を申告者に連絡しないという取扱いを行っていた。このように、同じような事案であっても、機関によって、処理結果の連絡を受けられる通報者・申告者とそうでない者が発生しており、その合理性等が不明瞭な状況となっている。こうした点を踏まえ、国土交通省及び中小企業庁においては、必要に応じ他の関係機関とも協議しつつ、処理結果の連絡の在り方について検討し、整理する必要があると考えられる。
- ③ 下請事業者からは問題解決のため国の積極的な関与を求める意見要望があるが、調査した下請かけこみ寺においては、下請法違反になり得る事案について、相談者の意向に応じ、経済産業局に適切に取り次ぐ役割が担わされているにもかかわらず、法の執行に関する相談者の意思の確認が不十分、あるいは法の執行を求める相談者の意向に十分対応していないと考えられる対応がみられ、その結果、行政指導の対象となり得る事案が経済産業局に確実に取り次がれないという状況がみられた。こうしたことが起こらないよう、下請かけこみ寺における相談者への意思確認の方法の明確化や、経済産業局に取り次ぐ事案についての運用ルールの徹底が必要である。また、相談者に公正取引委員会に相談するよう案内する対応も相当数あったが、相談者に負担がかかるとともに、中には法執行を要する可能性がある事案もあることから、下請かけこみ寺においては、相談者の負担を軽減し、相談者と公正取引委員会をつなぐきめ細かな対応を行うことが望ましい。

- ④ 建設業法関連の下請取引に関し、地方整備局及び都道府県においては、i) 継続的なフォローを求める意見との関連では、通報を端緒として親事業者に対する処分や指導を行った事案について、親事業者が改善措置を講じたかどうかを確認していない例、ii) 国の積極的な関与に対する意見要望との関連では、建設業の請負代金の支払に関する事案に関して、事実確認を行い、指導を行うといった行政側として関与できる余地があるにもかかわらず、民事契約に関するものとして案内・教示することで処理を完了とする取扱いとする例などがみられたところである。こうした対応については、相談や通報及びそれを端緒とした指導・処分を通じて下請取引の適正化を図るという窓口としての機能を十分に発揮する観点から見直す必要があると考えられる。

【所見】

したがって、公正取引委員会、経済産業省及び国土交通省は、相談等を受け付ける窓口が、下請事業者のニーズ等に応じ、その機能を一層発揮できるようにする観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 公正取引委員会、経済産業省及び国土交通省は、その運用する相談窓口について、下請事業者に対する一層の周知を図ること。
- ② 経済産業省及び国土交通省は、親事業者からの報復に対する下請事業者の恐れへの対策の重要性や継続的なフォローを求める要望を踏まえ、相談等対応後の取引状況をフォローする取組に着手すること。また、下請事業者からの下請法違反又は建設業法違反の申告・通報の処理結果の連絡の在り方について、必要に応じ関係機関と協議しつつ、検討・整理すること。国土交通省は都道府県に対して、通報事案の処理結果の連絡について、国の取扱いを参考にした対応が行われるよう技術的な助言を行うこと。
- ③ 経済産業省は、下請かけこみ寺における相談事案のうち、下請法違反になり得る事案の取扱いについて、法の執行に関する相談者の意思の確認方法を明確化するとともに、経済産業省へ取り次ぐ事案についての運用ルールを徹底すること。
- ④ 国土交通省は、地方整備局（駆け込みホットライン）における通報に対する事案処理について、改善措置状況の的確なフォローアップを実施するとともに、建設業の請負代金の支払に関する事案への対応について運用の統一化を行うこと。また、都道府県に対しても、事案の処理について、国の取扱いを参考にした改善・見直しが行われるよう技術的な助言を行うこと。

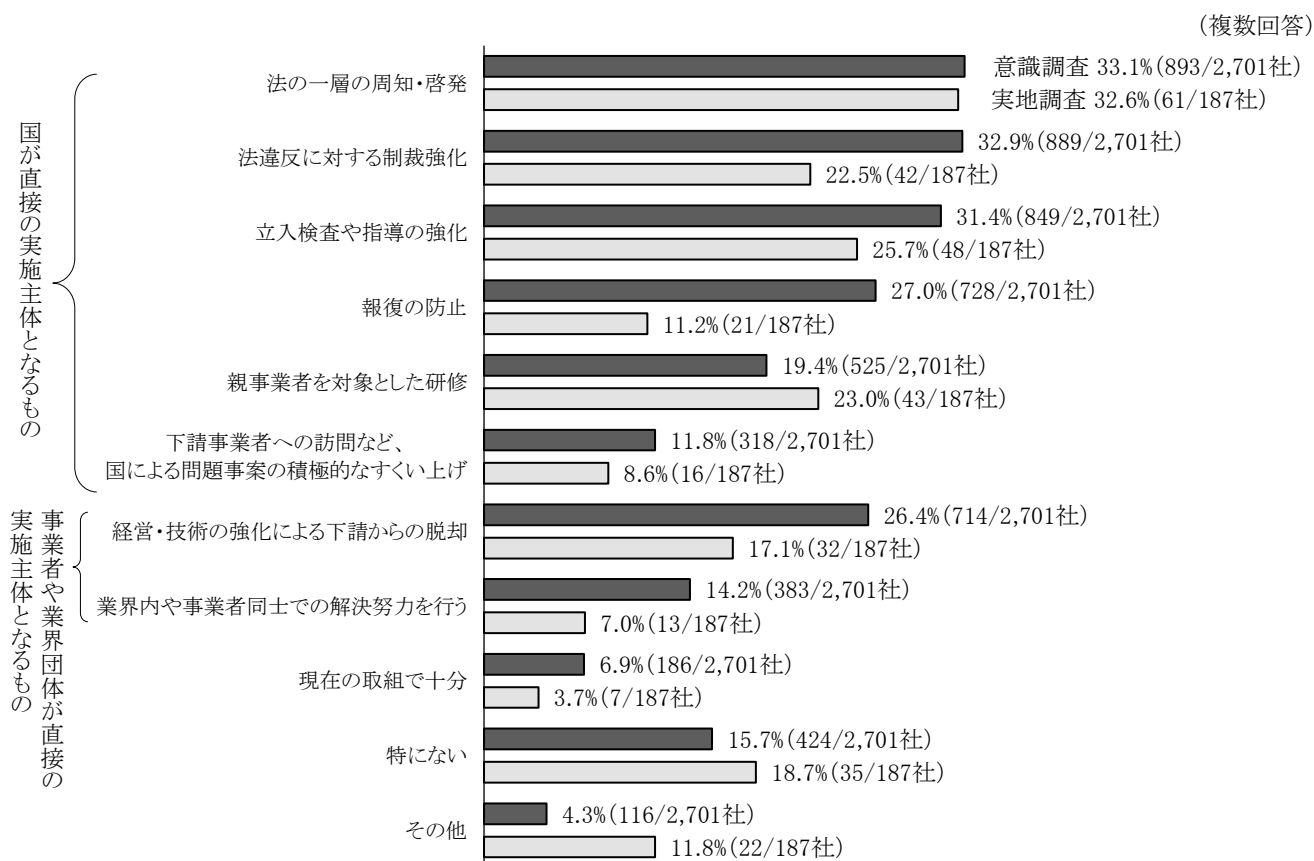
4 取引実態・行政ニーズの把握

(1) 下請いじめをなくすために必要な取組

下請いじめをなくすために必要な取組についてみると、図表4-①のとおり、「現在の取組で十分」とする下請事業者は、意識調査の結果では6.9%、実地調査の結果でも3.7%とごく僅かである。

また、事業者や業界団体が直接の実施主体となる「経営・技術の強化による下請からの脱却」や「業界内や事業者同士での解決努力を行う」ことが必要とする意見も一定程度みられるが、「法の一層の周知・啓発」や「法違反に対する制裁強化」など、国が直接の実施主体となる取組に関して多岐にわたる意見要望が示されており、国の一層の取組が期待されているとみることができる。

図表4-① 下請いじめをなくすために必要な取組



(注) 意識調査及び実地調査の結果による。

(国が直接の実施主体となるもの)

ア 法の一層の周知・啓発

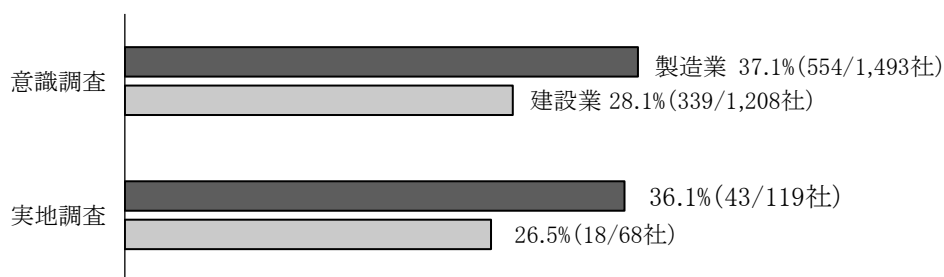
法の周知・啓発について、前掲図表 4-①のとおり、意識調査の結果によると、2,701 社のうち 893 社 (33.1%) が一層取り組む必要があると回答している。業種別では、図表 4-②のとおり、製造業 1,493 社のうち 554 社 (37.1%) が必要としており、うち 113 社 (7.6%) は最重要の取組と回答している。また、建設業 1,208 社のうち 339 社 (28.1%) が必要としており、うち 71 社 (5.9%) は最重要の取組と回答している。

また、実地調査の結果でも、図表 4-②のとおり、製造業 119 社のうち 43 社 (36.1%) が、建設業 68 社のうち 18 社 (26.5%) が必要と回答している。下請事業者からは、法の基礎知識を持つことが、法違反の是正の端緒となり、また、親事業者に対するけん制効果となるといった意見が聴かれた。

【主な意見】

- ① 下請事業者が下請法の内容を理解していなければ、親事業者の不当な要求や行為に応じ続けることになり、下請法違反が発覚しない。そのため、下請事業者に対して、下請法の周知に力を入れることが効果的と考える。(製造業者)
- ② 下請事業者が下請法を知ることが親事業者へのけん制になり、新規の取引の際に不当な要求や行為がされにくくなると考えられるため、下請事業者が親事業者と対等な立場で交渉するための後方支援として、下請事業者向けに下請法の周知・啓発や情報提供を行うべき。(製造業者)
- ③ 法律的な知識が不足しているため、取引先と法律的な面から話し合いができるような知識を習得させてくれる講習会があれば参加したい。(建設業者)

図表 4-② 「法の一層の周知・啓発」が必要とする意見 (業種別)



(注) 意識調査及び実地調査の結果による。

イ 法違反に対する制裁強化

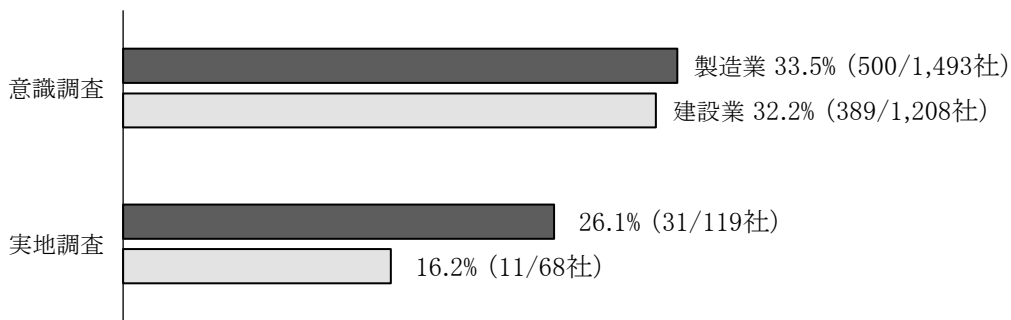
親事業者が下請法に定める義務に違反したときは 50 万円以下の罰金、禁止行為を行ったときは指導及び勧告・公表、また、建設業法に定める義務に違反し又は禁止行為を行ったときは内容に応じて指導、助言及び勧告や監督処分といった措置や制裁が課せられる。こうした下請法や建設業法に違反した親事業者に対する制裁については、前掲図表 4-①のとおり、意識調査の結果によると、2,701 社のうち 889 社 (32.9%)

が強化する必要があると回答している。業種別では、図表 4-③のとおり、製造業 1,493 社のうち 500 社 (33.5%) が必要としており、うち 91 社 (6.1%) は最重要の取組と回答している。また、建設業 1,208 社のうち 389 社 (32.2%) が必要としており、うち 77 社 (6.4%) は最重要の取組と回答している。

なお、現行の法制度の仕組みに関する意見要望（後掲(2)参照）においても、製造業 1,493 社のうち 481 社 (32.2%) が、建設業 1,208 社のうち 373 社 (30.9%) が「法違反に対する罰則の強化」等が必要と回答しているところである。

また、実地調査の結果でも、図表 4-③のとおり、製造業 119 社のうち 31 社 (26.1%) が、建設業 68 社のうち 11 社 (16.2%) が必要と回答している。下請事業者からは、法の適用対象範囲の拡大と罰則の強化を併せて行うことで、下請いじめに歯止めをかけることができるのではないかと考える（製造業者）といった意見が聴かれた。

図表 4-③ 「法違反に対する制裁強化」が必要とする意見（業種別）



(注) 意識調査及び実地調査の結果による。

ウ 立入検査や指導の強化

親事業者に対する立入検査や指導について、前掲図表 4-①のとおり、意識調査の結果によると、2,701 社のうち 849 社 (31.4%) が強化する必要があると回答している。業種別では、図表 4-④のとおり、製造業 1,493 社のうち 450 社 (30.1%) が必要としており、うち 65 社 (4.4%) は最重要の取組と回答している。また、建設業 1,208 社のうち 399 社 (33.0%) が必要としており、うち 57 社 (4.7%) は最重要の取組と回答している。

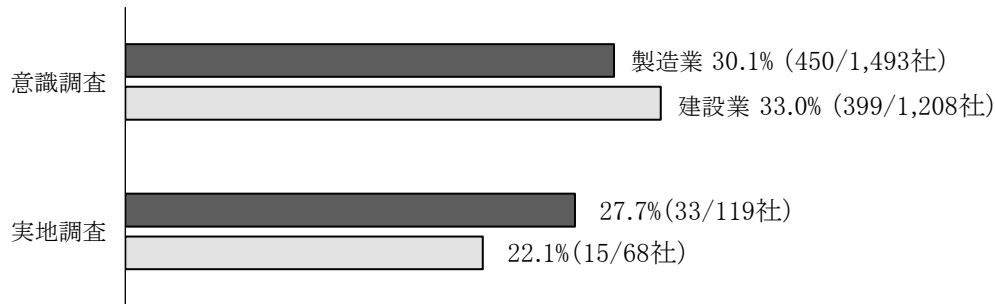
実地調査の結果でも、図表 4-④のとおり、製造業 119 社のうち 33 社 (27.7%) が、建設業 68 社のうち 15 社 (22.1%) が必要と回答している。下請事業者からは、立入検査や指導による問題解決が国に対する信頼につながる、契約問題にも積極的に関与してほしいといった意見が聴かれた。

【主な意見】

- ① 「国に相談して問題が解決した」ということがもっと世間に知られなければ、下請事業者は相談窓口を利用しない。多数の親事業者に検査や指導などを行い、改善していかなければならない。（製造業者）

- ② 下請代金を支払わないなどの違法行為を行っても、行政側は「金銭の支払については民事なので介入しない」という立場で、建設業法に基づく立入検査や指導に消極的なため、違法行為が野放しになっている。違法行為をやめさせるため、親事業者に対する立入検査や指導を強化してほしい。（建設業者）

図表 4-④ 「立入検査や指導の強化」が必要とする意見（業種別）



(注) 意識調査及び実地調査の結果による。

エ 報復の防止

親事業者から受けた禁止行為などに対し、下請事業者が国に救済を求めた場合について、前掲図表 4-①のとおり、意識調査の結果によると、2,701 社のうち 728 社 (27.0%) が、親事業者から取引停止などの報復を受けないよう、国がフォローする必要があると回答している^(注)。業種別では、図表 4-⑤のとおり、製造業 1,493 社のうち 363 社 (24.3%) が必要としており、うち 40 社 (2.7%) は最重要の取組と回答している。また、建設業 1,208 社のうち 365 社 (30.2%) が必要としており、うち 54 社 (4.5%) は最重要の取組と回答している。

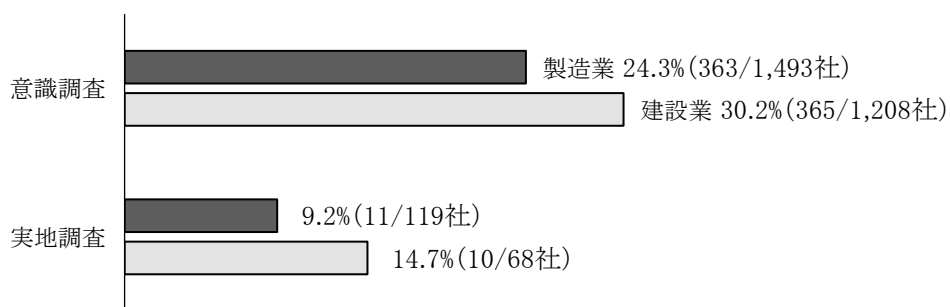
(注) 下請法は、下請事業者が親事業者の不正な行為を関係行政機関に知らせたことを理由に、親事業者が下請事業者に対して取引数量の削減・取引停止等の不利益な取扱いを行う「報復措置」を禁止（第 4 条第 1 項第 7 号）しているが、当該規定違反に係る勧告の例はない。なお、建設業法には「報復措置」を禁止する規定が置かれていない。

また、実地調査の結果でも、図表 4-⑤のとおり、製造業 119 社のうち 11 社 (9.2%)、建設業 68 社のうち 10 社 (14.7%) が必要と回答している。下請事業者からは、取引停止などの不安が解消されない限り、親事業者から禁止行為を受けても相談や申告ができない、建設業についても報復禁止に関する規定を設けるべきといった意見が聴かれた。

【主な意見】

- ① 親事業者からの報復（取引停止等）のリスクが、国に救済を求めない原因になると考えられるため、そのリスクがなくなることには相談できない。（建設業者）
- ② 建設業法では、下請法とは異なり、下請事業者が親事業者の不当な行為を行政機関へ通報したことを理由とした不利益な取扱いを禁止する規定はないが、建設業法でも同様に規定すべきである。（建設業者）

図表 4-⑤ 「報復の防止」が必要とする意見（業種別）



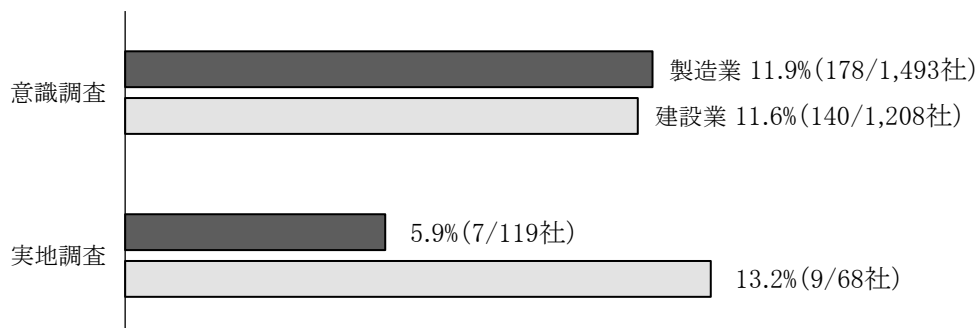
(注) 意識調査及び実地調査の結果による。

オ 下請事業者への訪問など、国による問題事案の積極的なすくい上げ

下請事業者は、法制度の知識が十分になく、また、親事業者との取引停止などを恐れ国に救済を求めることを躊躇する場合がある。このため、前掲図表 4-①のとおり、意識調査の結果によると、2,701 社のうち 318 社（11.8%）が、国が下請事業者を訪問するなどして積極的に問題のすくい上げを行う必要があると回答している。業種別では、図表 4-⑥のとおり、製造業 1,493 社のうち 178 社（11.9%）が必要としており、うち 19 社（1.3%）は最重要の取組と回答している。また、建設業 1,208 社のうち 140 社（11.6%）が必要としており、うち 24 社（2.0%）は最重要の取組と回答している。

また、実地調査の結果でも、図表 4-⑥のとおり、製造業 119 社のうち 7 社（5.9%）、建設業 68 社のうち 9 社（13.2%）が必要と回答している。下請事業者からは、積極的に下請事業者を訪問し聞き取りを行うなどして、親事業者が厳しく下請事業者を締め付けている実態を把握し、必要な改善を図ってほしい（建設業者）といった意見が聴かれた。

図表 4-⑥ 「下請事業者への訪問など、国による問題事案の積極的なすくい上げ」が必要とする意見（業種別）



(注) 意識調査及び実地調査の結果による。

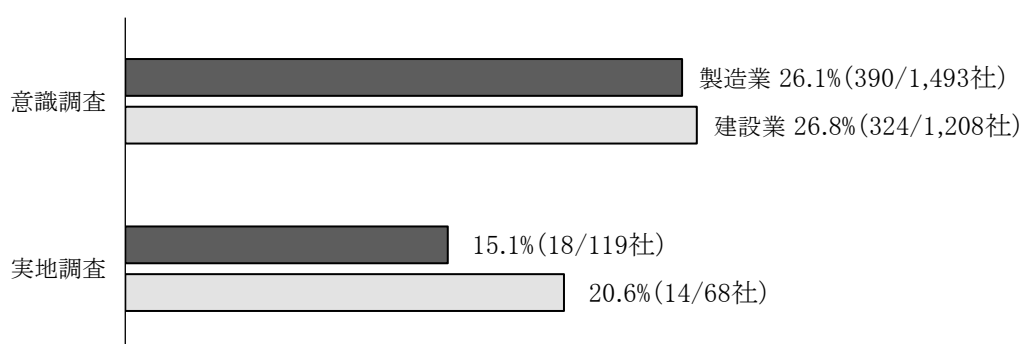
(事業者・業界団体が直接の実施主体となるもの)

カ 経営・技術の強化による下請からの脱却

前掲図表 4-①のとおり、意識調査の結果によると、2,701 社のうち 714 社 (26.4%) が、下請事業者自ら経営や技術を強化し、親事業者への依存状態を解消する(下請から脱却する)必要があると回答している。業種別では、図表 4-⑦のとおり、製造業 1,493 社のうち 390 社 (26.1%) が、建設業 1,208 社のうち 324 社 (26.8%) が必要としている。

また、実地調査の結果でも、図表 4-⑦のとおり、製造業 119 社のうち 18 社 (15.1%) が、建設業 68 社のうち 14 社 (20.6%) が必要と回答している。

図表 4-⑦ 「経営・技術の強化による下請からの脱却」が必要とする意見(業種別)



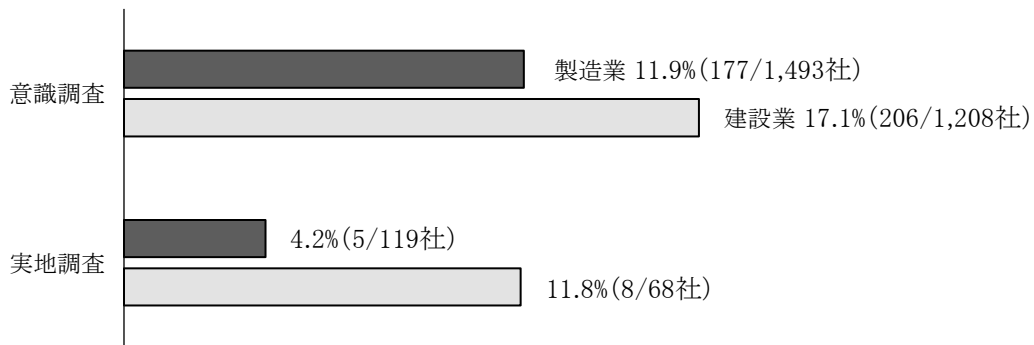
(注) 意識調査及び実地調査の結果による。

キ 業界内や事業者同士での解決努力を行う

前掲図表 4-①のとおり、意識調査の結果によると、2,701 社のうち 383 社 (14.2%) が業界団体による自主的な取組や事業者間で解決の努力を行う必要があると回答している。業種別では、図表 4-⑧のとおり、製造業 1,493 社のうち 177 社 (11.9%) が、建設業 1,208 社のうち 206 社 (17.1%) が必要としている。

また、実地調査の結果でも、図表 4-⑧のとおり、製造業 119 社のうち 5 社 (4.2%) が、建設業 68 社のうち 8 社 (11.8%) が必要と回答している。

図表 4-⑧ 「業界内や事業者同士での解決努力を行う」ことが必要とする意見（業種別）



(注) 意識調査及び実地調査の結果による。

なお、業界団体による自主的な取組については、下請等中小企業の取引の適正化や生産性・付加価値向上を図る観点から、国から業界団体に対し自主行動計画の策定を要請した結果、平成 30 年 3 月末現在、自動車・自動車部品、建設業、トラック運送業など 30 団体において自主行動計画が策定され、取組が開始されている。

(2) 現行の法制度の仕組みに関する意見要望

また、現行の下請法の仕組みについて、図表 4-⑨のとおり、意識調査の結果では、「分からない」とするものを除くと、「法違反に対する罰則^(注1)の強化」が必要とする意見が最も多く、製造業 1,493 社のうち 481 社 (32.2%) が回答している。次いで、「法の適用対象の範囲^(注2)の拡大」(16.5%)、「法の禁止行為の拡大」(4.6%)となっている。

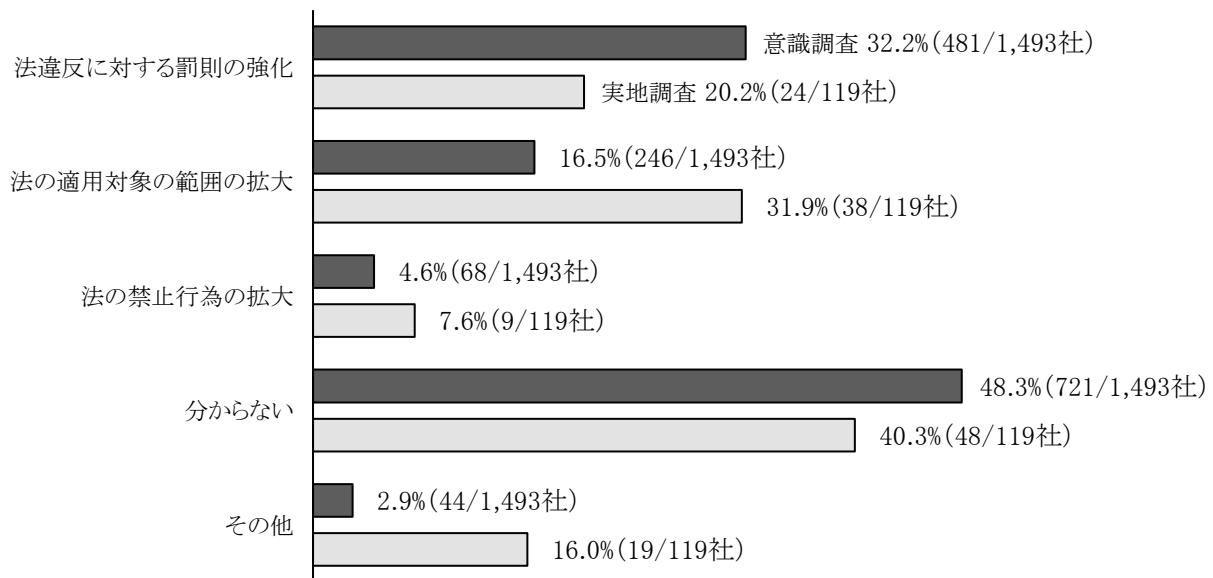
(注1) 現行では、書面の交付等の義務違反である場合には、50 万円以下の罰金がある。

(注2) 現行では、製造委託の場合、親事業者が資本金 1,000 万円超 3 億円以下であれば、法の対象となる下請事業者は資本金 1,000 万円以下となるなど、資本金区分などによって法の対象範囲が定められている。

実地調査の結果でも、「分からない」とするものを除くと、順位は異なるものの、「法の適用対象範囲の拡大」(31.9%)、「法違反に対する罰則の強化」(20.2%)、「法の禁止行為の拡大」(7.6%)が上位を占めている。

図表 4-⑨ 下請法の仕組みに関する意見要望

(複数回答)



(注) 意識調査及び実地調査の結果による。

建設業法の仕組みについては、図表 4-⑩のとおり、意識調査の結果では、「分からない」とするものを除くと、「法違反に対する罰則^(注1)の拡大」が必要とする意見が最も多く、1,208社のうち373社(30.9%)が回答している。次いで、「建設業法への報復措置の禁止^(注2)の追加」(28.4%)、「法違反に対する処分の拡大^(注3)」(27.2%)となっている。

(注1) 現行の建設業法は、建設工事の請負契約の当事者である親事業者と下請事業者が書面による契約締結を義務付けているが、義務違反に対する罰則は設けられていない。

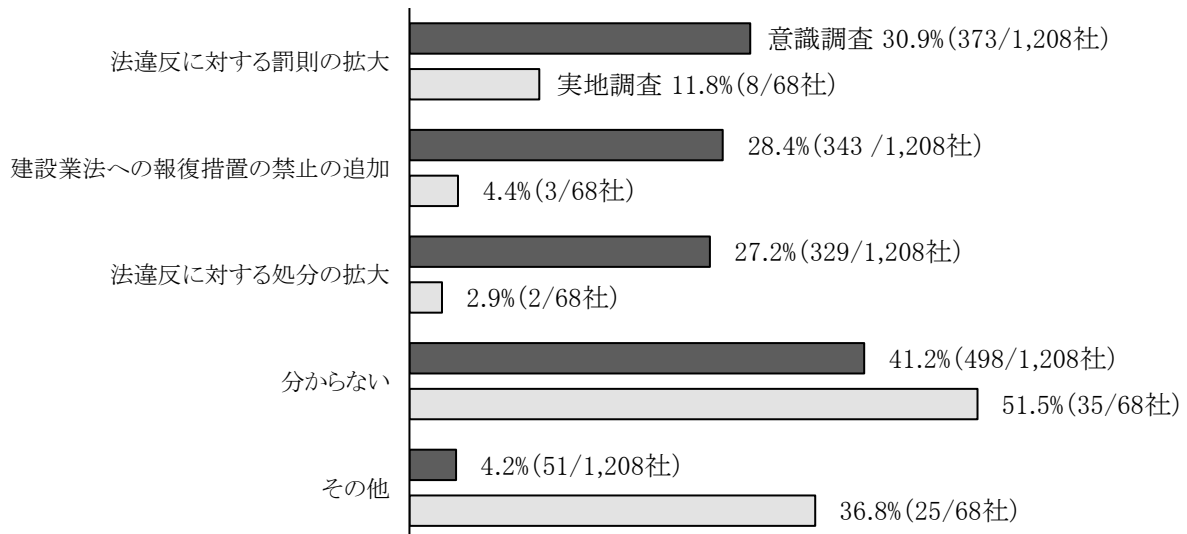
(注2) 下請法では、親事業者による法違反行為を下請事業者が公正取引委員会等に知らせたことを理由に、当該下請事業者との間における取引数量の削減等不利益な取扱いをする報復措置を禁止しているが、建設業法には、こうした報復措置の禁止に関する規定が置かれていない。

(注3) 現行の建設業法では、建設工事の請負契約の当事者である親事業者と下請事業者が義務に違反し書面による契約を行わない場合、国や都道府県は、必要な指示(具体的にとるべき措置の命令)をすることができ、指示に従わない場合は営業停止命令を行うことができる。一方、親事業者が注文者から支払を受けた日から1か月以内に下請事業者に代金を支払わない場合は、国や都道府県は、指示(措置命令)を行うことができず、勧告ができるにとどまる。なお、指値発注の禁止など建設業法に違反している事実があり、その事実が独占禁止法第19条(不公正な取引方法の禁止)の規定に違反していると認めるときは、公正取引委員会に対し、同法の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる(建設業法第42条)とされているが、これまでに本規定に基づく措置がとられた例はない。

実地調査の結果でも、「分からない」とするものを除くと、「法違反に対する罰則の拡大」(11.8%)、「建設業法への報復措置の禁止の追加」(4.4%)の順に多い。

図表 4-⑩ 建設業法の仕組みに関する意見要望

(複数回答)



(注) 意識調査及び実地調査の結果による。

下請法の仕組みに関する意見要望のうち、「法の適用対象の範囲の拡大」に関しては、次のとおり、実地調査の結果、資本金区分から下請法の適用対象外となる取引ではあるが、下請事業者が下請法の禁止行為と同じような行為を取引先から受けているもの（実地調査において事業者から聴取した結果を基に、当省が整理した。）が、10事業者で34事例^(注1)みられた（詳細は資料5-⑥参照）。

これらの中には、①公正取引委員会が勧告した事案の1社平均損害額^(注2)や②下請事業者が被った不利益の1社平均原状回復額^(注3)よりも損害額が大きい例などもある。事業者からは、下請法の適用対象の範囲について、「下請取引における力関係は資本金の多寡だけでは判断できないのではないか」、「取引先とその関連会社との取引がほぼ全てである当社としては、資本金とは関係なく、取引先の意向に逆らえないのが実態である」、「売上額や従業員数など、資本金以外の要素も総合的に考慮すべきである」といった意見が聴かれた^(注4)。

(注1) 34事例を下請法の禁止行為の類型に準じて区分すると、①書面の交付義務の違反（5事例）、②受領拒否・返品（1事例）、③請負代金の支払遅延（3事例）、④請負代金の減額（5事例）、⑤買ったたき（2事例）、⑥割引困難手形の交付（14事例）、⑦不当な経済上の利益の提供要請（2事例）、⑧不当な給付内容の変更・やり直し（2事例）となる。

(注2) 公正取引委員会が勧告した事案について、代金減額による損害額から下請事業者1社当たりの平均損害額を計算すると、例えば、平成27年度の製造業の下請代金の減額事案4件中、最も金額が低い事案における1社平均損害額は約38万円/社。

(注3) 「平成28年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組等」（平成29年5月24日公正取引委員会）における「下請事業者が被った不利益の原状回復の状況」から、不当な経済上の利益の提供要請事案（指導、勧告した事案だけでなく、親事業者からの下請法違反行為の自発的な申出により、下請事業者の損害回復が行われたものを含む。）について下請事業者1社当たりの平均原状回復額を計算すると、例えば、平成27年度の不当な経済上の利益の提供要請事案4件の平均で約25万円/社。

(注4) 現行の下請法の対象範囲において従業員数が基準とされていないことについては、「「下請代金支払遅延等防止法」解説」（昭和31年7月15日財団法人公正取引協会）によると、下請法の立

法時には、従業員数を基準とすることも検討されたが、常に変動する従業員数を基準にしてしまうと、取引当事者が取引の都度、相手方に従業員数を確認しなければならなくなり、取引の不安定を来すことも考えられるためとされている。

【事例 1：請負代金の減額】

事業者（電気機械器具製造業、資本金 3,000 万円）は、平成 26 年から 27 年頃、取引先（資本金 300 万円）から照明器具の製造を受託し取引先に納品したが、あらかじめ合意した請負代金 180 万円を値引き扱いとして 90 万円に減額させられた。

事業者は、取引停止のリスクを恐れて、どこにも相談せず、渋々、減額を受け入れたとしている。

本件は、取引先の資本金が 1,000 万円以下であるため下請法が適用とならない事案であるが、公正取引委員会が平成 27 年度に勧告した製造業関係の下請代金の減額事案中、最も金額が低い事案の 1 社平均損害額約 38 万円（前掲（注 2）参照）を上回る損害（90 万円）が発生している。

【事例 2：割引困難手形の交付】

事業者（機械器具製造業、資本金 4,800 万円）は、取引先 12 社（資本金 1,000 万円～2 億 6,250 万円）から自動巻線機及び宛名印刷機の製造を受託しているが、十数年前から現在に至るまで、支払期日まで 120 日を超える手形による支払を受けている（支払期日まで 130 日の手形による支払 1 社、同 150 日の手形による支払 11 社）。

事業者は、資金繰りに直ちに影響しなかったこと、民事上の問題として取引先との交渉で解決すべきと考え、国に相談するなどの対応は行っていない。

本件は、事業者の資本金が 1,000 万円を超え、取引先の資本金が 1,000 万円超 3 億円以下であるため、下請法が適用とならない事案であるが、支払期日が 120 日を超える手形（一般の金融機関で割り引くことが困難な手形）を複数の取引先から受けているものである。

【事例 3：不当な経済上の利益の提供要請】

事業者（金属製品製造業、個人事業主）は、取引先（資本金 300 万円）から金属製品の旋盤加工を受託していたが、平成 27 年 9 月から 28 年 4 月頃までの 8 か月にわたり、コンサルタント料名目で毎月 10 万円から 15 万円を要求され、当該金額を支払った。

事業者は、相談した地元の商工会の助言を踏まえ、これ以降のコンサルタント料の支払を断ったが、その結果、同事業者のみが対応可能な旋盤加工を除き、取引を解消されたとしている。

本件は、取引先の資本金が 1,000 万円以下であるため下請法が適用とならない事案であるが、平成 27 年度における不当な経済上の利益の提供要請事案で原状回復が行われた 1 社平均額約 25 万円（前掲（注 3）参照）を上回る損害（8 か月間で 80 万円超）が発生している。

前掲(1)のとおり、下請事業者からは国の取組に対して様々な意見要望があり、また、(2)のとおり、下請事業者が下請法の禁止行為と同じような行為や損害を受けているとしているが、下請法の適用対象外であるため、下請法の保護が受けられない事例も存在する状況にある。

(3) 国による取引実態や行政ニーズの把握のための取組（下請Gメン）

現在、国は、関係府省において、業界が策定した自主行動計画の実施状況などのフォローアップなどを行うとともに、下請取引の実情を把握する取組を行っているところである^(注)。

(注) 平成 27 年 12 月、「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」（議長：内閣官房副長官）が設置（29 年 8 月に「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」に改組）され、同会議の下に、下請等中小企業の取引条件改善に関するワーキンググループが設けられている。

また、実態把握等のための新たな取組として、中小企業庁において、下請Gメンの配置が開始されたところである。その下請Gメンの活動状況を調査したところ、次のような状況がみられた。

中小企業庁は、下請事業者と親事業者との間で適正な下請取引が行われるよう国が策定した下請ガイドラインや業界の自主行動計画の浸透度、行政ニーズの把握を目的として、中小企業庁本庁及び各経済産業局に下請Gメンを配置し、平成 29 年 1 月から下請事業者への訪問を開始している。平成 29 年度は全国で 2,000 社以上の訪問を目標として設定し、同年度には 2,727 社を訪問している。

現在、下請Gメンは下請取引の実態の把握を主眼に活動しており、下請Gメンが把握した情報は中小企業庁本庁に集約され^(注1)、同庁において、把握した情報を基に、①関係する親事業者に対するヒアリング・改善要請、業界団体への改善要請、②下請法に基づく検査の実施、③下請中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく振興基準^(注2)の改正の検討を行うほか、④下請Gメンによる訪問体制の更なる強化を予定している。

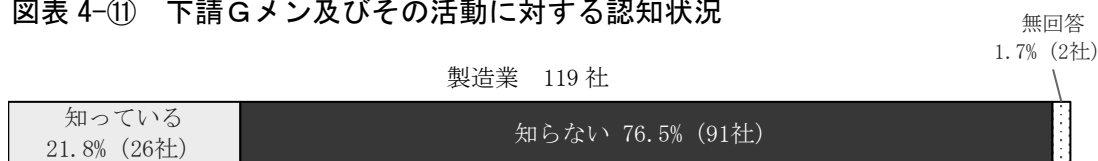
(注 1) 中小企業庁は、下請Gメンの訪問結果について、①訪問事業者を業種別、取引の階層別、資本金別、地域別に分類し、②事業者における重点課題三項目（原価低減、型管理（保管料負担等の適正化）、支払条件（現金化・手形サイト短縮））に係る事例の改善状況と合わせ、中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議の下請等中小企業の取引条件改善に関するワーキンググループに報告している。

(注 2) 下請中小企業の振興を図るため、下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準（親事業者が遵守すべき事項、下請事業者が努力すべき事項、親事業者と下請事業者が協議すべき事項等）を定めたもの。

下請Gメンについて、中小企業庁は、ホームページ、新聞広告やチラシの配布などを通じて、その役割や活動内容を周知しているが、実地調査の結果では、図表 4-⑩のとおり、その存在や活動を知っているのは、製造業 119 社のうち、下請Gメンの訪問を受けたことがある 4 社を含め 26 社（21.8%）と、本格的な活動から約半年の段階では知名

度は低い状況にある。

図表 4-① 下請Gメン及びその活動に対する認知状況



(注) 実地調査の結果による。

また、今回の調査においては、4社と数は少ないものの、実際に下請Gメンの訪問を受けたことのある下請事業者から下請Gメンの活動に関する意見等を聴くことができた。それによると、親事業者からの報復の恐れから下請いじめを受けている実態を話せなかったとする事業者、話した内容がどう活用されるのかよく分からなかったとする事業者がいた一方で、下請Gメンには熱心に話を聞いてもらえた、伝えた内容を下請取引の適正化に役立ててほしいと下請Gメンの活動を積極的に評価する事業者がみられた。

(4) まとめ

上記のように、下請事業者は、下請取引の適正化のため、法制度に係る対応も含め様々な取組を国に求めている。また、下請法の禁止行為と同じような行為や損害を受けながらも、下請法の保護が受けられない事例も存在している。

関係省庁による実態把握の取組は行われているが、このような状況及び「国による問題事案の積極的なすくい上げ」を求める事業者も相当数いることを踏まえると、関係府省は、下請事業者の有する行政ニーズ等を含め、現場実態の把握を引き続き行っていくことが必要と考えられる。中小企業庁が設置した下請Gメンは、国の側から現場に積極的に出向き、下請取引の実態把握などを行う能動的な取組であることから、今後も一層の活動強化が求められる。中小企業庁は、平成30年4月以降、下請Gメンの体制を80人から120人超に増強し、年間4,000社以上の訪問ヒアリングを行う予定としているが、こうした体制の強化に加え、現段階では必ずしも十分に認知されていない下請Gメンの認知度の向上に一層取り組むとともに、下請Gメンの活動に対する下請事業者の様々な意見や期待などを踏まえながら、事業者へのアプローチの仕方に関する工夫などを通じて下請Gメンの実態把握活動の実効性をより高めていくことが期待される。

また、これに関連して、下請Gメンによる実態把握を妨げる要因の一つに下請事業者が抱く「親事業者との取引関係への悪影響（親事業者からの報復）に対する恐れ」があることが今回の調査で確認されている。この「報復の恐れ」については、下請Gメンだけでなく、前掲図表4-①のとおり、「下請いじめをなくすために必要な取組」にも挙げられており、また、前掲3でみたとおり、国の相談窓口の利用を低調にしている要因の一つでもある。報復行為は下請法において禁止されているが（建設業法は規定なし）、現在のところ、相談を受けた事案や指導を行った事案について、その後の取引状況がどうなっているかはフォローしておらず、報復の有無を把握する何らの取組も行われてい

ない。取引の不継続が報復によるものか否かの判断が極めて難しいことは論をまたないが、今回の調査でも明らかなように、「報復の恐れ」への対策が下請事業者にとっても行政施策の推進にとっても重要な課題であることも事実である。こうした点を踏まえ、関係府省には、前掲 3 で指摘した相談等の対応後の取引関係のフォローに着手することを含め、報復に関する実態の把握や対策の検討に取り組むことが求められる。

5 資料

① 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）

（目的）

第一条 この法律は、下請代金の支払遅延等を防止することによつて、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護し、もつて国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託することをいう。

2 この法律で「修理委託」とは、事業者が業として請け負う物品の修理の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する物品の修理を業として行う場合にその修理の行為の一部を他の事業者に委託することをいう。

3 この法律で「情報成果物作成委託」とは、事業者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託することをいう。

4 この法律で「役務提供委託」とは、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること（建設業（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第二項に規定する建設業をいう。以下この項において同じ。）を営む者が業として請け負う建設工事（同条第一項に規定する建設工事をいう。）の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせることを除く。）をいう。

5 この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。

6 この法律で「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。

一 プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）

二 映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成されるもの

三 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの

四 前三号に掲げるもののほか、これらに類するもので政令で定めるもの

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。）をするもの
 - 二 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え三億円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託等をするもの
 - 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託（それぞれ第一号の政令で定める情報成果物又は役務に係るものを除く。次号並びに次項第三号及び第四号において同じ。）をするもの
 - 四 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え五千万円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をするもの
- 8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- 一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの
 - 二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの
 - 三 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第三号に規定する親事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの
 - 四 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第四号に規定する親事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの
- 9 資本金の額又は出資の総額が千万円を超える法人たる事業者から役員の任免、業務の執行又は存立について支配を受け、かつ、その事業者から製造委託等を受ける法人たる事業者が、その製造委託等に係る製造、修理、作成又は提供の行為の全部又は相当部分について再委託をする場合（第七項第一号又は第二号に該当する者がそれぞれ前項第一号又は第二号に該当する者に対し製造委託等をする場合及び第七項第三号又は第四号に該当する者がそれぞれ前項第三号又は第四号に該当する者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をする場合を除く。）において、再委託を受ける事業者が、役員の任免、業務の執行又は存立について支配をし、かつ、製造委託等をする当該事業者から直接製造委託等を受けるものとすれば前項各号のいずれかに該当することとなる事業者であるときは、この法律の適用については、再委託をする事業者は親事業者と、再委託を受ける事業者は下請事業者とみなす。
- 10 この法律で「下請代金」とは、親事業者が製造委託等をした場合に下請事業者の給付（役務提供委託をした場合にあつては、役務の提供。以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

(下請代金の支払期日)

第二条の二 下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をす
るかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日(役務提供委託の場合は、
下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。次項において同じ。)から起算して、
六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

2 下請代金の支払期日が定められなかつたときは親事業者が下請事業者の給付を受領した
日が、前項の規定に違反して下請代金の支払期日が定められたときは親事業者が下請事業
者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日の前日が下請代金の支払期日と定
められたものとみなす。

(書面の交付等)

第三条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会
規則で定めるところにより下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方
法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。ただし、これら
の事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その
記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直
ちに、当該事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。

2 親事業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該
下請事業者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法
その他の情報通信の技術を利用する方法であつて公正取引委員会規則で定めるものにより
提供することができる。この場合において、当該親事業者は、当該書面を交付したものと
みなす。

(親事業者の遵守事項)

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号(役務提供委託
をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。)に掲げる行為をしてはならない。

- 一 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の受領を拒むこと。
- 二 下請代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと。
- 三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。
- 四 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事
業者にその給付に係る物を引き取らせること。
- 五 下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比
し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。
- 六 下請事業者の給付の内容を均質にし又はその改善を図るため必要がある場合その他正
当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制し
て利用させること。

七 親事業者が第一号若しくは第二号に掲げる行為をしている場合若しくは第三号から前号までに掲げる行為をした場合又は親事業者について次項各号の一に該当する事実があると認められる場合に下請事業者が公正取引委員会又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一 自己に対する給付に必要な半製品、部品、附属品又は原材料（以下「原材料等」という。）を自己から購入させた場合に、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該原材料等を用いる給付に対する下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該原材料等の対価の全部若しくは一部を控除し、又は当該原材料等の対価の全部若しくは一部を支払わせること。

二 下請代金の支払につき、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること。

三 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

四 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の内容を変更させ、又は下請事業者の給付を受領した後に（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした後に）給付をやり直させること。

（遅延利息）

第四条の二 親事業者は、下請代金の支払期日までに下請代金を支払わなかつたときは、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日）から起算して六十日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

（書類等の作成及び保存）

第五条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、公正取引委員会規則で定めるところにより、下請事業者の給付、給付の受領（役務提供委託をした場合にあつては、下請事業者がした役務を提供する行為の実施）、下請代金の支払その他の事項について記載し又は記録した書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成し、これを保存しなければならない。

（中小企業庁長官の請求）

第六条 中小企業庁長官は、親事業者が第四条第一項第一号、第二号若しくは第七号に掲げる行為をしているかどうか若しくは同項第三号から第六号までに掲げる行為をしたかどうか

か又は親事業者について同条第二項各号の一に該当する事実があるかどうかを調査し、その事実があると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

(勧告)

第七条 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第一号、第二号又は第七号に掲げる行為をしていると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の給付を受領し、その下請代金若しくはその下請代金及び第四条の二の規定による遅延利息を支払い、又はその不利益な取扱いをやめるべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

2 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第三号から第六号までに掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

3 公正取引委員会は、親事業者について第四条第二項各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第八条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二十条及び第二十条の六の規定は、公正取引委員会が前条第一項から第三項までの規定による勧告をした場合において、親事業者がその勧告に従ったときに限り、親事業者のその勧告に係る行為については、適用しない。

(報告及び検査)

第九条 公正取引委員会は、親事業者の下請事業者に対する製造委託等に関する取引（以下単に「取引」という。）を公正ならしめるため必要があると認めるときは、親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に親事業者若しくは下請事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 中小企業庁長官は、下請事業者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に親事業者若しくは下請事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 親事業者又は下請事業者の営む事業を所管する主務大臣は、中小企業庁長官の第六条の規定による調査に協力するため特に必要があると認めるときは、所管事業を営む親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員にこれらの者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 前三項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に

提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした親事業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定による書面を交付しなかつたとき。

二 第五条の規定による書類若しくは電磁的記録を作成せず、若しくは保存せず、又は虚偽の書類若しくは電磁的記録を作成したとき。

第十一条 第九条第一項から第三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

② 下請法の主な改正（平成以降、事項別）

（法の適用対象範囲）

ア 製造委託及び修理委託に係る親事業者、下請事業者の定義（資本金区分）の見直し

	（改正前）	（改正後）
親事業者	資本金 <u>1 億円超</u>	→ 資本金 <u>3 億円超</u>
下請事業者	資本金 <u>1 億円以下</u>	→ 資本金 <u>3 億円以下</u>
親事業者	資本金 1 千万円超 <u>1 億円以下</u>	→ 資本金 1 千万円超 <u>3 億円以下</u>
下請事業者	資本金 1 千万円以下	→ 資本金 1 千万円以下

※平成 11 年 12 月 3 日改正（12 年 3 月 3 日施行）

イ 法の適用対象となる取引内容の追加

- 製造委託、修理委託に加え、「情報成果物作成委託」及び「役務提供委託」を追加し、これらに係る親事業者、下請事業者を定義

（親事業者）

（下請事業者）

資本金 5 千万円超

:

資本金 5 千万円以下

資本金 1 千万円超 5 千万円以下

:

資本金 1 千万円以下

- 製造委託に「金型製造委託」を追加

※平成 15 年 6 月 18 日改正（16 年 4 月 1 日施行）

（禁止行為の追加）

- 親事業者の禁止行為として、「役務の利用強制」、「不当な経済上の利益の提供要請」、「不当なやり直し等」を追加

※平成 15 年 6 月 18 日改正（16 年 4 月 1 日施行）

（法違反に対する罰則等の強化）

ア 注文書の交付などの義務違反の罰金額を引上げ（3 万円以下→50 万円以下）

イ 違反行為に対する措置の強化

- 法違反に対して、原状回復措置のほか、再発防止措置等を勧告可能に
- 勧告に従うか否かにかかわらず企業名を公表可能に

※平成 15 年 6 月 18 日改正（16 年 4 月 1 日施行）

③ 建設業法（昭和24年法律第100号）（抄）

（建設工事の請負契約の原則）

第十八条 建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

（建設工事の請負契約の内容）

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一 工事内容

二 請負代金の額

三 工事着手の時期及び工事完成の時期

四 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法

五 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め

六 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め

七 価格等（物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第二条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更

八 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め

九 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め

十 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し

十一 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法

十二 工事の目的物の^{かし}瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証
保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容

十三 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

十四 契約に関する紛争の解決方法

2 請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

3 建設工事の請負契約の当事者は、前二項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情

報通信の技術を利用する方法であつて、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

(不当に低い請負代金の禁止)

第十九条の三 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

(不当な使用資材等の購入強制の禁止)

第十九条の四 注文者は、請負契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを請負人に購入させて、その利益を害してはならない。

(発注者に対する勧告)

第十九条の五 建設業者と請負契約を締結した発注者（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二条第一項に規定する事業者に該当するものを除く。）が前二条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

(建設工事の見積り等)

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種類ごとに材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

2 建設業者は、建設工事の注文者から請求があつたときは、請負契約が成立するまでの間に、建設工事の見積書を交付しなければならない。

3 建設工事の注文者は、請負契約の方法が随意契約による場合にあつては契約を締結する以前に、入札の方法により競争に付する場合にあつては入札を行う以前に、第十九条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事項について、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、当該提示から当該契約の締結又は入札までに、建設業者が当該建設工事の見積りをするために必要な政令で定める一定の期間を設けなければならない

(下請代金の支払)

第二十四条の三 元請負人は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となつた建設工事を施工した下請負人に対して、当該元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合及び当該下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければならない。

- 2 元請負人は、前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならない。

(特定建設業者の下請代金の支払期日等)

第二十四条の五 特定建設業者が注文者となつた下請契約（下請契約における請負人が特定建設業者又は資本金額が政令で定める金額以上の法人であるものを除く。以下この条において同じ。）における下請代金の支払期日は、前条第二項の申出の日（同項ただし書の場合にあつては、その一定の日。以下この条において同じ。）から起算して五十日を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内において定められなければならない。

- 2 特定建設業者が注文者となつた下請契約において、下請代金の支払期日が定められなかったときは前条第二項の申出の日が、前項の規定に違反して下請代金の支払期日が定められたときは同条第二項の申出の日から起算して五十日を経過する日が下請代金の支払期日と定められたものとみなす。
- 3 特定建設業者は、当該特定建設業者が注文者となつた下請契約に係る下請代金の支払につき、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならない。
- 4 特定建設業者は、当該特定建設業者が注文者となつた下請契約に係る下請代金を第一項の規定により定められた支払期日又は第二項の支払期日までに支払わなければならない。当該特定建設業者がその支払をしなかつたときは、当該特定建設業者は、下請負人に対して、前条第二項の申出の日から起算して五十日を経過した日から当該下請代金の支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に国土交通省令で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

(指示及び営業の停止)

第二十八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定（第十九条の三、第十九条の四及び第二十四条の三から第二十四条の五までを除き、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号。以下「入札契約適正化法」という。）第十五条第一項の規定により読み替えて適用される第二十四条の七第一項、第二項及び第四項を含む。第四項において同じ。）、入札契約適正化法第十五条第二項若しくは第三項の規定若しくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号。以下この条において「履行確保法」という。）第三条第六項、第四条第一項、第七条第二項、第八条第一項若しくは第二項若しくは第十条の規定に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。特定建設業者が第四十一条第二項又は第三項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるときも、同様とする。

- 一 建設業者が建設工事を適切に施工しなかつたために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれが大であるとき。
- 二 建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたとき。

- 三 建設業者（建設業者が法人であるときは、当該法人又はその役員等）又は政令で定める使用人がその業務に関し他の法令（入札契約適正化法及び履行確保法並びにこれらに基づく命令を除く。）に違反し、建設業者として不適当であると認められるとき。
 - 四 建設業者が第二十二条の規定に違反したとき。
 - 五 第二十六条第一項又は第二項に規定する主任技術者又は監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適当であり、かつ、その変更が公益上必要であると認められるとき。
 - 六 建設業者が、第三条第一項の規定に違反して同項の許可を受けずに建設業を営む者と下請契約を締結したとき。
 - 七 建設業者が、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が第三条第一項第二号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結したとき。
 - 八 建設業者が、情を知つて、第三項の規定により営業の停止を命ぜられている者又は第二十九条の四第一項の規定により営業を禁止されている者と当該停止され、又は禁止されている営業の範囲に係る下請契約を締結したとき。
 - 九 履行確保法第三条第一項、第五条又は第七条第一項の規定に違反したとき。
- 2 都道府県知事は、その管轄する区域内で建設工事を施工している第三条第一項の許可を受けずに建設業を営む者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該建設業を営む者に対して、必要な指示をすることができる。
 - 一 建設工事を適切に施工しなかつたために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれが大であるとき。
 - 二 請負契約に関し著しく不誠実な行為をしたとき。
 - 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第一項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項若しくは次項の規定による指示に従わないとき又は建設業を営む者が前項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、一年以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
 - 4 都道府県知事は、国土交通大臣又は他の都道府県知事の許可を受けた建設業者で当該都道府県の区域内において営業を行うものが、当該都道府県の区域内における営業に関し、第一項各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定、入札契約適正化法第十五条第二項若しくは第三項の規定若しくは履行確保法第三条第六項、第四条第一項、第七条第二項、第八条第一項若しくは第二項若しくは第十条の規定に違反した場合には、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。
 - 5 都道府県知事は、国土交通大臣又は他の都道府県知事の許可を受けた建設業者で当該都道府県の区域内において営業を行うものが、当該都道府県の区域内における営業に関し、第一項各号のいずれかに該当するとき又は同項若しくは前項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、一年以内の期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
 - 6 都道府県知事は、前二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該建設業者が国土交通大臣の許可を受けたものであるときは国土交通大臣に報告し、当該建設業者が他の都道府県知事の許可を受けたものであるときは当該他の都道府県知事に通知しなければならない。

- 7 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項第一号若しくは第三号に該当する建設業者又は第二項第一号に該当する第三条第一項の許可を受けないで建設業を営む者に対して指示をする場合において、特に必要があると認めるときは、注文者に対しても、適当な措置をとるべきことを勧告することができる。

(不正事実の申告)

第三十条 建設業者に第二十八条第一項各号の一に該当する事実があるときは、その利害関係人は、当該建設業者が許可を受けた国土交通大臣若しくは都道府県知事又は営業としてその建設工事の行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を申告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

- 2 第三条第一項の許可を受けないで建設業を営む者に第二十八条第二項各号の一に該当する事実があるときは、その利害関係人は、当該建設業を営む者が当該建設工事を施工している地を管轄する都道府県知事に対し、その事実を申告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

(報告及び検査)

第三十一条 国土交通大臣は、建設業を営むすべての者に対して、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で建設業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その業務、財産若しくは工事施工の状況につき、必要な報告を徴し、又は当該職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 当該職員は、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。
- 3 当該職員の資格に関し必要な事項は、政令で定める。

(帳簿の備付け等)

第四十条の三 建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その営業所ごとに、その営業に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、かつ、当該帳簿及びその営業に関する図書で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(建設業を営む者及び建設業者団体に対する指導、助言及び勧告)

第四十一条 国土交通大臣又は都道府県知事は、建設業を営む者又は第二十七条の三十七の届出のあつた建設業者団体に対して、建設工事の適正な施工を確保し、又は建設業の健全な発達を図るために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

- 2 特定建設業者が発注者から直接請け負った建設工事の全部又は一部を施工している他の建設業を営む者が、当該建設工事の施工のために使用している労働者に対する賃金の支払を遅滞した場合において、必要があると認めるときは、当該特定建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該特定建設業者に対して、支払を遅滞した賃金のうち当該建設工事における労働の対価として適正と認められる賃金相当額を立替払することその他の適切な措置を講ずることを勧告することができる。

- 3 特定建設業者が発注者から直接請け負った建設工事の全部又は一部を施工している他の建設業を営む者が、当該建設工事の施工に関し他人に損害を加えた場合において、必要があると認めるときは、当該特定建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該特定建設業者に対して、当該他人が受けた損害につき、適正と認められる金額を立替払することその他の適切な措置を講ずることを勧告することができる。

(公正取引委員会への措置請求等)

第四十二条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第十九条の三、第十九条の四、第二十四条の三第一項、第二十四条の四又は第二十四条の五第三項若しくは第四項の規定に違反している事実があり、その事実が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十九条の規定に違反していると認めるときは、公正取引委員会に対し、同法の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。次条において同じ。）である下請負人と下請契約を締結した元請負人について、前項の規定により措置をとるべきことを求めたときは、遅滞なく、中小企業庁長官にその旨を通知しなければならない。

第四十二条の二 中小企業庁長官は、中小企業者である下請負人の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、元請負人若しくは下請負人に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に元請負人若しくは下請負人の営業所その他営業に係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 中小企業庁長官は、第一項の規定による報告又は検査の結果中小企業者である下請負人と下請契約を締結した元請負人が第十九条の三、第十九条の四、第二十四条の三第一項、第二十四条の四又は第二十四条の五第三項若しくは第四項の規定に違反している事実があり、その事実が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十九条の規定に違反していると認めるときは、公正取引委員会に対し、同法の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。
- 4 中小企業庁長官は、前項の規定により措置をとるべきことを求めたときは、遅滞なく、当該元請負人につき第三条第一項の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事に、その旨を通知しなければならない。

④ 下請取引の適正化対策に関する意識調査（調査票）

【製造業の方】



下請取引の適正化対策に関する意識調査（調査票）

（ご回答に際して）

- ① いただいた回答については、現在の政府の取組の見直し、改善していくための参考とさせていただきます。
- ② 取引によっては、御社が親事業者となる場合もあるかと存じますが、記入に際しては、下請事業者の立場でご回答ください。
- ③ 御社名が外に出ることや、セールス等でご迷惑をおかけするようなことは一切ありません。
- ④ 質問は全15問で、所要10分程度です。
- ⑤ ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れて、切手を貼らずに、12月8日（金）までにご投函ください。

御 社 名			
部 署 名			
記入者氏名	（役職）		
電 話 番 号		メー ル ア ド レ ス	

<全ての方にお伺いします>

Q 1 御社の資本金の額をお答えください。[ひとつだけ]

1. 1千万円以下
2. 1千万円超～3億円以下
3. 3億円超

<全ての方にお伺いします>

Q 2 御社の従業員数をお答えください。[ひとつだけ]

1. 20人以下
2. 21人～100人
3. 101人～200人
4. 201人～300人
5. 301人以上

<全ての方にお伺いします>

Q 3 御社の取引先事業者のうち、御社が下請事業者として、取引を行っている事業者数をお答えください。[ひとつだけ]

1. なし
2. 1社
3. 2～9社
4. 10社以上

<全ての方にお伺いします>

Q 4 親事業者から次の行為を受けたことはありますか（平成25年度以降）。あるものに○をつけてください。[いくつでも]

1. 親事業者が、発注の際に書面を交付しない	【書面の不交付】	
2. 親事業者が、市価に比べて著しく低い代金を一方的に決定する	【買ったたき】	
3. 親事業者が、下請事業者に責任（不良品等）がないのに納品物の受領を拒否する又は納品物を返品する	【受領拒否・返品】	
4. 物品（商品）を納入したが、親事業者が受領後60日を過ぎても代金を支払わない	【下請代金の支払遅延】	
5. 親事業者が、発注の際に取り決めていた下請代金を減額する	【下請代金の減額】	
6. 親事業者が、下請代金の支払いに、手形期間が120日（繊維業は90日）を超える手形を交付する	【割引困難手形の交付】	
7. 親事業者が協賛金、協力金などの名目で、金銭や役務（労務などのサービス）を提供するよう求める	【不当な経済上の利益の提供要請】	
8. 親事業者の下請法違反の行為を公正取引委員会等に知らせたことを理由に、取引数量の削減、取引停止等の不利益な取扱いをする	【報復措置】	

<全ての方にお伺いします>

Q 5 上記のQ 4の行為が、下請法（正式名：下請代金支払遅延等防止法）で禁止されていることをご存じですか。[ひとつだけ]

1. 全部知っている
2. 一部知っている
3. 知らない

<全ての方にお伺いします>

Q 6 国が下請法の仕組みや禁止行為などに関する講習会等を開催していることをご存じですか。[ひとつだけ]

1. 知っており、参加したことがある
2. 知っているが、参加したことはない
3. 知らない

<Q 6で「1. 知っており、参加したことがある」と回答された方にお伺いします>

Q 7 講習会等に参加された感想（役に立ったかどうか）をお聞かせください。[ひとつだけ]

1. 大変役に立った
2. 役に立った
3. あまり役に立たなかった
4. 役に立たなかった

<Q 6で、「2. 知っているが、参加したことはない」と回答された方にお伺いします>

Q 8 講習会等に参加したことはない理由をお聞かせください。[ひとつだけ]

1. 具体的な開催情報（日時や場所など）を知らされていないため
2. 時間帯が合わないため
3. 場所的に都合が合わないため
4. 自ら知識を習得しているため
5. 国や制度に期待していないため
6. その他（)

<全ての方にお伺いします>

Q 9 国等は、下請取引に関する個別の相談を受け付けるため、以下のような相談窓口等を設けていますが、利用したことはありますか。利用したことがあるものに○をつけてください。[いくつでも]

1. 公正取引委員会
2. 中小企業庁・経済産業局
3. 下請かけこみ寺
4. 商工会議所・商工会
5. 取引調査員（下請Gメン）
6. 利用なし

<Q 9で、利用したことがある方にお伺いします>

Q 10 相談窓口等を利用して、問題解決につながったと感じましたか。[ひとつだけ]

1. はい
2. 一時解決したが、再び問題が生じた
3. いいえ

<Q9で、利用したことがない方にお伺いします>

Q11 なぜ相談窓口等を利用しなかったのですか。[ひとつだけ]

1. 相談窓口等の存在を知らなかったため（知っていれば利用したと思う）
2. 相談窓口等の存在を知らなかったため（知っていても利用しなかったと思う）
3. 相談するような事案がなかったため
4. 相談すると、親事業者から取引関係を解消されるおそれがあるため（取引関係に影響なく問題解決が図られるのであれば利用したい）
5. 民間の窓口（弁護士、中小企業診断士等の専門家）の方が相談しやすいため
6. 国に相談しても解決してくれるとは思えないため
7. その他（ ）

<全ての方にお伺いします>

Q12 国の相談窓口等について、改善してほしいと思ったこと（又は改善してほしいと思うこと）はありますか。あるものに○をつけてください。[いくつでも]

1. 親事業者との交渉を自ら行うなど、もっと積極的に関与してほしい	
2. もっと短時間で結果を出すよう対応してほしい	
3. 相談した事案にどのように対応し、結果がどうなったか（途中経過を含め）連絡してほしい	
4. 一時的な問題解決にとどまらず、その後も継続してフォローしてほしい	
5. 相談して報復されたら二度と相談する気はないため、相談しても、親事業者から絶対に報復されないようにしてほしい	
6. もっと相談窓口の存在をPRするか、国の方から移動相談会のような形でもっと出向いて来てほしい	
7. 今の対応で十分	
8. 分からない（特にない）	
9. その他（ ）	

<全ての方にお伺いします>

Q13 下請いじめは減ってきていると感じますか。[ひとつだけ]

1. かなり減ってきている
2. 少しは減ってきている
3. あまり減っていない
4. 全く減っていない

<全ての方にお伺いします>

Q14 下請いじめをなくすために何が重要だと思いますか。最も重要と考えられる取組に◎を、それ以外の必要な取組には○をつけてください。[○はいくつでも]

1. 下請法をもっと周知・啓発する	
2. 親事業者の事業主や契約担当者を対象とした研修を行う	
3. 国が下請事業者を訪問するなどして、もっと問題事案を積極的にすくい上げ、解決に取り組む	
4. 親事業者への立入検査や指導を強化する	
5. 違反をした親事業者に対する制裁強化（重い不利益を受けるようにする）	
6. 国に救済を求めた下請事業者が、親事業者による報復（取引停止など）を受けないよう、国がしっかりとフォローする（ガードする）	
7. 業界内や事業者同士での解決努力（ルール作りなど）を行う	
8. 親事業者に依存せずすむよう、下請事業者が経営や技術を強化する	
9. 現在の取組で十分	
10. 特にない（下請いじめはなくなる）	
11. その他 （)	

<全ての方にお伺いします>

Q15 現在の下請法の仕組みについて、必要だと感じることはありますか。必要だとと思われることに○をつけてください。[いくつでも]

1. 法の適用対象者の範囲の拡大（例：現行では、製造委託の場合、親事業者が資本金1,000万円超3億円以下であれば、法の対象となる下請事業者は資本金1,000万以下に限られます）	
2. 法の禁止行為の拡大 （具体的に)	
3. 法違反に対する罰則の強化（現行では、書面交付等の義務違反の場合のみ50万以下の罰金。他の違反の場合、公正取引委員会による改善の勧告と公表のみとなります）	
4. 分からない	
5. その他 （)	

～アンケートは以上となります。ご協力ありがとうございました。～

【建設業の方】



総務省

下請取引の適正化対策に関する意識調査（調査票）

（ご回答に際して）

- ① いただいた回答については、現在の政府の取組の見直し、改善していくための参考とさせていただきます。
- ② 取引によっては、御社が親事業者となる場合もあるかと存じますが、記入に際しては、下請事業者の立場でご回答ください。
- ③ 御社名が外に出ることや、セールス等でご迷惑をおかけするようなことは一切ありません。
- ④ 質問は全15問で、所要10分程度です。
- ⑤ ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れて、切手を貼らずに、12月8日（金）までにご投函ください。

御社名			
部署名			
記入者氏名	（役職）		
電話番号		メールアドレス	

<全ての方にお伺いします>

Q 1 御社の資本金の額をお答えください。[ひとつだけ]

- 1. 5百万円未満
- 2. 5百万円以上～1千万円未満
- 3. 1千万円以上

<全ての方にお伺いします>

Q 2 御社の従業員数をお答えください。[ひとつだけ]

- 1. 20人以下
- 2. 21人～100人
- 3. 101人～200人
- 4. 201人～300人
- 5. 301人以上

<全ての方にお伺いします>

Q 3 御社の取引先事業者のうち、御社が下請負人として、取引を行っている事業者数をお答えください。[ひとつだけ]

- 1. なし
- 2. 1社
- 3. 2～9社
- 4. 10社以上

<全ての方にお伺いします>

Q 4 元請（元請負人）から次の行為を受けたことはありますか（平成25年度以降）。あるものに○をつけてください。[いくつでも]

1. 元請（元請負人）が、書面による契約を行わない	
2. 元請（元請負人）が、工事着手後に書面による契約を行う	
3. 元請（元請負人）が、下請（下請負人）が見積もりを行うための期間を設けず、自ら示す額での契約を求める	
4. 追加工事又は変更工事が発生したが、元請（元請負人）が書面による変更契約を行わない	
5. 下請（下請負人）に責任がないのに工期が変更になり、これに伴って発生した費用を一方的に下請（下請負人）に負担させる	
6. 元請（元請負人）は、工事完成後、下請（下請負人）からの引渡しも受けているが、長期間にわたり代金を支払わない	
7. 元請（元請負人）が、下請代金の支払いに、手形期間が120日を超える手形を交付する	

<全ての方にお伺いします>

Q 5 上記のQ 4の行為が、建設業法に違反する行為であることをご存じですか。[ひとつだけ]

- 1. 全部知っている
- 2. 一部知っている
- 3. 知らない

<Q9で、利用したことがない方にお伺いします>

Q11 なぜ相談窓口を利用しなかったのですか。[ひとつだけ]

1. 相談窓口の存在を知らなかったため（知っていれば利用したと思う）
2. 相談窓口の存在を知らなかったため（知っていても利用しなかったと思う）
3. 相談するような事案がなかったため
4. 相談すると、元請（元請負人）から取引関係を解消されるおそれがあるため（取引関係に影響なく問題解決が図られるのであれば利用したい）
5. 国や都道府県以外の機関の方が相談しやすいため
6. 国や都道府県に相談しても解決してくれるとは思えないため
7. その他（ ）

<全ての方にお伺いします>

Q12 国や都道府県の相談窓口について、改善してほしいと思ったこと（又は改善してほしいと思うこと）はありますか。あるものに○をつけてください。[いくつでも]

1. 元請（元請負人）との交渉を自ら行うなど、もっと積極的に関与してほしい	
2. もっと短期間で結果を出すよう対応してほしい	
3. 相談した事案にどのように対応し、結果がどうなったか（途中経過を含め）連絡してほしい	
4. 一時的な問題解決にとどまらず、その後も継続してフォローしてほしい	
5. 相談して報復されたら二度と相談する気はないため、相談しても、元請（元請負人）から絶対に報復されないようにしてほしい	
6. もっと相談窓口の存在をPRするか、国の方から移動相談会のような形でもっと出向いて来てほしい	
7. 今の対応で十分	
8. 分からない（特にない）	
9. その他（ ）	

<全ての方にお伺いします>

Q13 下請いじめは減ってきていると感じますか。[ひとつだけ]

1. かなり減ってきている
2. 少しは減ってきている
3. あまり減っていない
4. 全く減っていない

<全ての方にお伺いします>

Q14 下請いじめをなくすために何が重要だと思いますか。最も重要と考えられる取組に◎を、それ以外の必要な取組には○をつけてください。[○はいくつでも]

1. 建設業法をもっと周知・啓発する	
2. 元請（元請負人）の事業主や契約担当者を対象とした研修を行う	
3. 国が下請（下請負人）を訪問するなどして、もっと問題事案を積極的にすくい上げ、解決に取り組む	
4. 元請（元請負人）への立入検査や指導を強化する	
5. 違反をした元請（元請負人）に対する制裁強化（重い不利益を受けるようにする）	
6. 国に救済を求めた下請（下請負人）が、元請（元請負人）による報復（取引停止など）を受けないよう、国がしっかりとフォローする（ガードする）	
7. 業界内や事業者同士での解決努力（ルール作りなど）を行う	
8. 元請（元請負人）に依存せずにするよう、下請（下請負人）が経営や技術を強化する	
9. 現在の取組で十分	
10. 特にない（下請いじめはなくなる）	
11. その他（ ）	

<全ての方にお伺いします>

Q15 現在の建設業法の下請取引の仕組みについて、必要だと感じることはありますか。必要だとおられることに○をつけてください。[いくつでも]

1. 法違反に対する罰則の拡大（例：現行では、元請（元請負人）が書面による契約を行わない場合や元請（元請負人）が注文者から支払を受けた日から1か月以内に下請（下請負人）に代金を支払わない場合、罰則がありません）	
2. 法違反に対する処分の拡大（例：現行では、元請（元請負人）が書面による契約を行わない場合、国や都道府県は、必要な指示（具体的にとるべき措置の命令）をすることができ、指示に従わない場合は営業停止命令を行うことができます。一方、元請（元請負人）が注文者から支払いを受けた日から1か月以内に下請（下請負人）に代金を支払わない場合、国や都道府県は、勧告を行うことができますが、勧告に従わない場合、営業停止命令はありません）	
3. 建設業法への報復措置の禁止の追加（下請法（正式名：下請代金支払遅延防止法）には、下請（下請負人）が、元請（元請負人）による下請法違反行為を公正取引委員会等に知らせたことを理由に取引数量の削減等不利益な取扱いをする報復措置を禁止していますが、建設業法にはこうした報復措置の禁止に関する規定はありません）	
4. 分からない	
5. その他（ ）	

～アンケートは以上となります。ご協力ありがとうございました。～

⑤ 下請取引適正化推進講習会における定員の充足状況

(単位:人、%)

ブロック	都道府県	平成 26 年度				27 年度				28 年度			
		開催地	募集 定員	参加 人数	定員 充足率	開催地	募集 定員	参加 人数	定員 充足率	開催地	募集 定員	参加 人数	定員 充足率
北海道	北海道	札幌市	300	360	120.0	札幌市	150	140	93.3	札幌市	250	231	92.4
		帯広市	40	35	87.5	—	—	—	—	帯広市	40	36	90.0
		北見市	40	15	37.5	—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	旭川市	40	44	110.0	—	—	—	—
		—	—	—	—	釧路市	40	24	60.0	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—	室蘭市	40	41	102.5
東北	青森県	青森市	120	80	66.7	青森市	80	75	93.8	青森市	120	96	80.0
	岩手県	盛岡市	100	89	89.0	盛岡市	90	92	102.2	盛岡市	100	86	86.0
	宮城県	仙台市	200	171	85.5	仙台市	170	181	106.5	仙台市	200	169	84.5
	秋田県	秋田市	70	79	112.9	秋田市	100	88	88.0	秋田市	70	70	100.0
	山形県	山形市	100	99	99.0	山形市	150	128	85.3	山形市	100	109	109.0
	福島県	郡山市	150	160	106.7	郡山市	200	183	91.5	郡山市	150	166	110.7
関東	茨城県	水戸市	140	98	70.0	水戸市	90	71	78.9	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—	つくば市	140	129	92.1
	栃木県	宇都宮市	100	92	92.0	宇都宮市	170	159	93.5	宇都宮市	100	90	90.0
	群馬県	前橋市	100	93	93.0	前橋市	110	111	100.9	前橋市	100	91	91.0
	埼玉県	さいたま市	250	220	88.0	さいたま市	310	283	91.3	さいたま市	280	262	93.6
	千葉県	千葉市	180	169	93.9	千葉市	250	212	84.8	千葉市	190	178	93.7
		松戸市	130	119	91.5	—	—	—	—	—	—	—	—
	東京都	江東区	300	250	83.3	千代田区	300	276	92.0	中央区	300	270	90.0
		新宿区	300	264	88.0	千代田区	300	268	89.3	中央区	300	259	86.3
		江東区	300	270	90.0	千代田区	300	266	88.7	中央区	300	259	86.3
		千代田区	250	214	85.6	千代田区	300	236	78.7	千代田区	280	254	90.7
		千代田区	250	221	88.4	千代田区	300	214	71.3	千代田区	280	242	86.4
		—	—	—	—	千代田区	300	215	71.7	千代田区	280	245	87.5
	神奈川県	横浜市	250	229	91.6	横浜市	240	213	88.8	横浜市	250	220	88.0
		横浜市	260	242	93.1	—	—	—	—	横浜市	260	227	87.3
	新潟県	新潟市	200	139	69.5	新潟市	200	114	57.0	新潟市	200	182	91.0
山梨県	甲府市	100	92	92.0	甲府市	96	67	69.8	甲府市	100	95	95.0	
長野県	長野市	90	79	87.8	長野市	140	172	122.9	長野市	100	93	93.0	
中部	富山県	富山市	120	103	85.8	富山市	100	76	76.0	富山市	120	113	94.2
	石川県	金沢市	100	96	96.0	金沢市	100	75	75.0	金沢市	100	92	92.0
	岐阜県	岐阜市	100	85	85.0	岐阜市	130	118	90.8	岐阜市	100	85	85.0
	静岡県	静岡市	170	135	79.4	静岡市	160	97	60.6	静岡市	170	159	93.5

ブロック	都道府県	平成 26 年度				27 年度				28 年度			
		開催地	募集 定員	参加 人数	定員 充足率	開催地	募集 定員	参加 人数	定員 充足率	開催地	募集 定員	参加 人数	定員 充足率
中部	愛知県	名古屋市	300	272	90.7	名古屋市	300	274	91.3	名古屋市	300	267	89.0
		名古屋市	300	303	101.0	名古屋市	300	231	77.0	名古屋市	300	292	97.3
	三重県	津市	100	80	80.0	津市	120	113	94.2	津市	100	59	59.0
近畿	福井県	福井市	80	72	90.0	福井市	70	37	52.9	福井市	80	76	95.0
	滋賀県	大津市	150	71	47.3	大津市	110	101	91.8	大津市	140	90	64.3
	京都府	京都市	240	127	52.9	京都市	200	186	93.0	京都市	200	158	79.0
	大阪府	大阪市	300	258	86.0	大阪市	300	281	93.7	大阪市	300	265	88.3
		大阪市	300	275	91.7	大阪市	300	265	88.3	大阪市	300	280	93.3
		大阪市	340	151	44.4	大阪市	340	243	71.5	大阪市	340	263	77.4
		大阪市	340	183	53.8	大阪市	340	227	66.8	大阪市	340	250	73.5
	兵庫県	神戸市	170	155	91.2	神戸市	240	130	54.2	神戸市	170	156	91.8
奈良県	奈良市	80	26	32.5	奈良市	70	64	91.4	奈良市	80	25	31.3	
和歌山県	和歌山市	60	31	51.7	和歌山市	70	22	31.4	和歌山市	60	60	100.0	
中国	鳥取県	鳥取市	80	23	28.8	鳥取市	100	40	40.0	鳥取市	80	71	88.8
	島根県	松江市	100	72	72.0	松江市	100	72	72.0	松江市	100	96	96.0
	岡山県	岡山市	200	170	85.0	岡山市	200	192	96.0	岡山市	200	183	91.5
	広島県	広島市	150	104	69.3	広島市	130	131	100.8	広島市	150	138	92.0
		広島市	150	94	62.7	広島市	130	144	110.8	広島市	150	162	108.0
	山口県	山口市	150	43	28.7	山口市	100	54	54.0	山口市	100	111	111.0
四国	徳島県	徳島市	130	97	74.6	徳島市	100	90	90.0	徳島市	100	100	100.0
	香川県	高松市	100	107	107.0	高松市	120	121	100.8	高松市	120	116	96.7
	愛媛県	松山市	160	126	78.8	松山市	150	138	92.0	松山市	150	148	98.7
	高知県	高知市	90	64	71.1	高知市	100	78	78.0	高知市	100	81	81.0
九州	福岡県	福岡市	130	111	85.4	福岡市	125	116	92.8	福岡市	130	148	113.8
		福岡市	130	114	87.7	福岡市	125	113	90.4	福岡市	130	149	114.6
		北九州市	150	103	68.7	北九州市	150	150	100.0	北九州市	90	92	102.2
		—	—	—	—	—	—	—	—	北九州市	90	94	104.4
	佐賀県	佐賀市	70	57	81.4	佐賀市	70	54	77.1	佐賀市	70	47	67.1
	長崎県	長崎市	100	34	34.0	長崎市	70	65	92.9	長崎市	100	47	47.0
	熊本県	熊本市	80	72	90.0	熊本市	80	50	62.5	熊本市	80	53	66.3
	大分県	大分市	100	30	30.0	大分市	70	61	87.1	大分市	100	56	56.0
	宮崎県	宮崎市	60	41	68.3	宮崎市	60	37	61.7	宮崎市	60	61	101.7
	鹿児島県	鹿児島市	100	46	46.0	鹿児島市	80	74	92.5	鹿児島市	100	39	39.0

(注 1) 当省の調査結果による。

(注 2) 表中の は公正取引委員会が、 は経済産業省（中小企業庁）が主催したものである。

(注 3) 定員充足率（各開催地の参加人数／募集定員）が 5 割を下回っているものに下線を付している。

(注 4) ブロック分けは公正取引委員会の地方事務所・支所の管轄区域に準じているが、静岡県は、経済産業省（中小企業庁）では関東経済産業局が管轄区域としている。

⑥ 下請法の定める資本金区分から同法の適用対象外となる取引であるが、下請事業者が取引先から同法の禁止行為と同じような行為を受けているとしている事例（10事業者34事例）

（注）実地調査において事業者から聴取した結果を基に、当省が整理した。

NO.	類型	概要
1	①書面の交付義務の違反	<p>事業者（機械器具製造業、資本金1,000万円）は、取引先（資本金1,000万円）から平成29年初めに薬品の製造装置の洗浄ユニット2機的设计・組立を受託していたが、同年9月現在、取引先から書面は交付されず、書面による契約も交わされていない。また、製造途中でスペックの向上に係る仕様の変更が複数回あり、仕様変更後の見積金額（変更前600万円→変更後900万円）を取引先に提示したが、すぐには回答が得られず、また、金額が確定した後も書面での契約は交わされなかった。</p> <p>事業者は、同年9月15日の商品の納品時点でも支払時期が示されず、適切に代金が支払われるのかなどの不安があったとしている。</p> <p>本件は、取引当事者の資本金が同額のため下請法が適用とならない事案であるが、注文内容や代金の支払期日等を記載した書面が交付されず、納品後も代金が支払われるかどうか分からない状態に置かれていたものである。</p>
2	①書面の交付義務の違反	<p>事業者（電気機械器具製造業、資本金1,500万円）は、取引先（資本金8,000万円）から電気機械器具の製造を受託しており、取引先からは、書面の発出後、すぐに作業を開始するように言われていたが、納期がある中でなかなか書面が交付されず、作業が開始できない状態に置かれた。</p> <p>事業者は、書面交付が遅れると納期までの作業時間が短くなるため、速やかに書面を交付してほしいとしている。ただし、現時点では、業務に大きな支障はないため、国に相談するなどの対応は行っていない。</p> <p>本件は、事業者の資本金が1,000万円を超え、取引先の資本金が1,000万円超3億円以下であるため、下請法が適用とならない事案であるが、納期との関係がありながら、書面の交付がなかなか得られず、短期間での作業を余儀なくされているものである。</p>
3～5	①書面の交付義務の違反	<p>事業者（金属製品製造業、個人事業主）は、取引先（資本金300万円）から金属製品の旋盤加工を受託していたが、平成29年9月から29年7月まで、取引先から、次のような行為を受けた。</p> <p>i) 書面が交付されず、納期も示されないまま、いつ納品しろと言われるか分からない状況の中で、取引先から材料が入り</p>

NO.	類型	概要
	<p>⑤買ったとき</p> <p>⑧不当な給付内容の変更・やり直し</p>	<p>次第すぐに製造し、納品できる状態にした上で、取引先からの指示に従って納品していた（①書面の不交付）。</p> <p>ii) 事業者が請求した金額を一方的に変更され、当該金額でもう一度請求をやり直すように要求された。変更後の金額は人件費も賄えない額であり、当初の半額以下にされることもあった（⑤買ったとき）。</p> <p>iii) 函面どおりに製品を製造していても途中で一方的に変更するような指示があった。また、納品した後の製品に傷があった場合の作り直しに係る費用をどちらが負担するかについての取決めがないにもかかわらず、一方的に事業者の責任とされ作り直しを命じられた。事業者としては、納品する際は、きちんと梱包し傷がつかないように最大限の注意はしているが、どこで傷がついたのか分からず、取引先からの要求をそのまま受け入れていた（⑧不当な給付内容の変更・やり直し）。</p> <p>事業者は、取引先のこれらの行為に疑問を感じながらも、起業の際、工具を調達するため、当該取引先を通じて銀行から1,000万円を借り入れていた経緯もあって受忍していた。</p> <p>本件は、取引先の資本金が1,000万円以下であるため下請法が適用とならない事案であるが、注文内容や支払条件など取引に伴うトラブルの未然防止のために交付することとされている書面がない不安定な状況に置かれ、また、買ったときや一方的な変更・やり直しを命じられ、その費用負担までさせられたものである。</p>
6	<p>⑦不当な経済上の利益の提供要請</p>	<p>事業者（金属製品製造業、個人事業主）は、取引先（資本金300万円）から金属製品の旋盤加工を受託していたが、平成27年9月から28年4月頃までの8か月にわたり、コンサルタント料名目で毎月10万円から15万円を要求され、当該金額を支払った。</p> <p>事業者は、相談した地元の商工会の助言を踏まえ、これ以降のコンサルタント料の支払を断ったが、その結果、同事業者のみが対応可能な旋盤加工を除き、取引を解消されたとしている。</p> <p>本件は、取引先の資本金が1,000万円以下であるため下請法が適用とならない事案であるが、不当な経済上の利益の提供要請に相当する行為により、8か月間で80万円超の損害が発生しているものである。</p>
7～10	<p>①書面の交付義務の違反</p> <p>②受領拒否・</p>	<p>事業者（金属製品製造業、資本金1,800万円）は、取引先（資本金3,000万円）から、金属製品の製造を受託していたが、約10年前から時々、取引先から次のような行為を受けている。</p> <p>i) 社内手続に時間を要するため、書面は後から交付するので、先に作業を行うよう要求された（①書面の不交付）。</p> <p>ii) 敷地内に製品の置き場所がないので、しばらく事業者側で保管するよう要求された（②受領拒否・返品）。</p> <p>iii) 納品後の検査、検収をすぐに行ってもらえなかったため、支払遅延が発生した（③請負代金の支払遅延）。</p>

NO.	類型	概要
	返品 ③請負代金の支払遅延 ④請負代金の減額	iv) 発注後、一方的に価格の減額を要求された（④請負代金の減額）。 取引先からの要求に対して、事業者がき然とした態度をとって反論等を行った結果、取引先が要求を取り下げたため、国に相談するなどの対応はとっていないが、取引先からの不当な要求に対応する労力が負担になっているとしている。 本件は、事業者の資本金が1,000万円を超え、取引先の資本金が1,000万円超3億円以下であるため、下請法が適用とならない事案であるが、注文内容や支払条件など取引に伴うトラブルの未然防止のために交付することとされている書面がない不安定な状況に置かれ、また、受領拒否や請負代金の支払遅延、請負代金の減額の要求まで受けていたものである。
11	⑧不当な給付内容の変更・やり直し	事業者（金属製品製造業、資本金1,800万円）は、取引先（資本金3,000万円）から、金属製品の製造を受託し、納品したが、平成29年9月、取引先から函面どおりになっていないと指摘され、仮に販売製品がリコールとなった場合には、当該費用（2,000万円程度）を事業者負担するよう求められた。 また、発注から納品までの間に製品の図面の改定があり、加工・組立てをやり直さざるを得なかったこともあったが、再加工・再組立てに要する費用を負担させられた。 事業者は、国に相談するなどの対応はとっていないが、取引先の行為がやってはいけないことと認識し、現在取引先と協議中であり、取引先からのこれらの要求に対応する労力が負担になっているとしている。 本件は、事業者の資本金が1,000万円を超え、取引先の資本金が1,000万円超3億円以下であるため、下請法が適用とならない事案であるが、一方的に変更・やり直しを受け、その費用負担までさせられていたものである。
12～13	①書面の交付義務の違反 ④請負代金の減額	事業者（電気機械器具製造業、資本金900万円）は、取引先（資本金1,000万円）から、遊技機部品の製造を受託しているが、平成27年頃から継続的に、取引先から次のような行為を受けている。 i) 製造部品の概数見積りはあるものの、正式な発注時に書面を交付してもらえない（①書面の不交付）。 ii) 企業努力で作業効率を上げて製造単価を削減すると、当該削減相当額を請負代金から一方的に減額させられている（④請負代金の減額）。 事業者は、当該事業者の売上高（約5億円）のうち約6割を当該取引先が占めていることもあり、取引の解消を恐れて、国に相談するなどの対応を行っていない。 本件は、取引先の資本金が1,000万円以下であるため下請法が適用とならない事案であるが、注文内容や支払条件など取引

NO.	類型	概要
		に伴うトラブルの未然防止のために交付することとされている書面が交付されない不安定な状況に置かれ、また、経費削減努力を台無しにするような請負代金の減額も受けているものである。
14	③請負代金の支払遅延	<p>事業者（電気機械器具製造業、資本金3,000万円）は、平成26年から27年頃、取引先（個人事業主）から照明器具の製造を受託したが、代金40万円のうち取引先からは10万円の支払があったものの、残り30万円が現在（平成29年10月18日時点）までに支払われていない。</p> <p>事業者は、取引停止のリスクを恐れて、どこにも相談せず、請負代金の支払遅延を甘受している。</p> <p>本件は、取引先が個人事業主であるため、下請法が適用とならない事案であるが、取引先から、3年近く請負代金が支払われず、請負代金がいつ支払われるのか、また、適切に支払われるのかが分からない状態に置かれているものである。</p>
15～16	③請負代金の支払遅延	<p>事業者（金属製品製造業、資本金100万円）は、取引先（資本金1,000万円）から金属製品の製造を受託しているが、平成28年11月に製品を納品したところ、取引先は検収を同年12月に実施し、代金支払は29年2月となったことで、納品から代金支払まで70日程度かかった。</p> <p>（なお、元々の当該取引先に対する支払についても、毎月25日締め、翌々月5日払いであり、納品日が26日～4日の間であった場合、代金支払までの日数が60日を超えるため、支払遅延に該当するおそれがあると思われる。）</p> <p>事業者は、取引関係に悪影響を及ぼすことを懸念して特段の対応はとらなかったが、資金繰りに苦慮したとしている。</p> <p>本件は、取引先の資本金が1,000万円以下であるため、下請法が適用とならない事案であるが、納品から代金の支払まで60日を超えており、請負代金がいつ支払われるのか、また、適切に支払われるのかが分からない状態に置かれていたものである。</p>
	⑥割引困難手形の交付	<p>事業者（金属製品製造業、資本金100万円）は、取引先（資本金1,000万円）から金属製品の製造を受託しており、その代金は手形で支払われているが、支払期日まで120日を超えているため（支払期日まで125日の手形による支払）、銀行で割引することができずに困っている。</p> <p>事業者は、取引関係に悪影響を及ぼすことを懸念して、特段の対応はとらなかったが、資金繰りに苦慮したとしている。</p> <p>本件は、取引先の資本金が1,000万円以下であるため、下請法が適用とならない事案であるが、取引先から支払期日まで120日を超える手形（一般の金融機関で割引することが困難な手形）による支払を受けているものである。</p>
17	④請負代金の減額	<p>事業者（電気機械器具製造業、資本金3,000万円）は、取引先（資本金2,000万円）から、電気機械器具の製造を受託していたが、平成26年11月、請求金額（116万4,000円）から、一方的に、「互助会費」との名目で3万4,992円（請求金額の3.0%）のほか、「事務費」名目で600円、「伝票入力費」名目で80円を負担させられた。取引先からは「他の会社からも同じ</p>

NO.	類型	概要
		<p>ように互助会費等を徴収しているため」とのことで、納得のいく説明がなかった。</p> <p>事業者は、取引停止のリスクを恐れて、どこにも相談しなかった。本件もあり、現在は当該取引先との取引は行っていない。</p> <p>本件は、取引先の資本金が事業者の資本金より小さいため、下請法が適用とならない事案であるが、納得のいく説明もなく一方的に請負代金を減額された結果、計3万5,672円の損害が発生しているものである。</p>
18	④請負代金の減額	<p>事業者（電気機械器具製造業、資本金3,000万円）は、平成26年から27年頃、取引先（資本金300万円）から照明器具の製造を受託し納品したが、あらかじめ合意した請負代金180万円を値引き扱いとして半額の90万円に減額させられた。</p> <p>事業者は、取引停止のリスクを恐れて、どこにも相談せず、渋々、減額を受け入れたとしている。</p> <p>本件は、取引先の資本金が1,000万円以下であるため下請法が適用とならない事案であるが、一方的に請負代金を減額させられた結果、90万円の損害が発生しているものである。</p>
19～20	④請負代金の減額 ⑥割引困難手形の交付	<p>事業者（電気機械器具製造業、資本金1,000万円）は、取引先（資本金300万円）から、配電盤の製造を受託しているが、平成20年度頃から現在まで、取引先から次のような行為を受けている。</p> <p>i) 取引先は二次下請で、一次下請から代金を減額されていることを理由に、繰り返し代金を減額させられている（④請負代金の減額）。</p> <p>ii) 取引先から支払期日まで120日を超える手形による支払を受けている（⑥割引困難手形の交付）。</p> <p>事業者は、資金繰りに困ることもあったが、取引先との取引を解消すると経営に影響するため、取引先が示した金額を甘受しており、国に相談するなどの対応を行っていない。</p> <p>本件は、取引先の資本金が事業者の資本金より小さいため、下請法が適用とならない事案であるが、事業者に何らの落ち度もないにもかかわらず請負代金の減額を強いられ、また、支払期日まで120日を超える手形（一般の金融機関で割り引くことが困難な手形）による支払を受けているものである。</p>
21	⑤買ったたき	<p>事業者（電気機械器具製造業、資本金3,000万円）は、取引先（資本金1億円）から照明器具の製造を受託しているが、各品目の工賃部分について、取引開始時（平成13年～14年頃）から現在まで、1～2年ごとに値下げを行うよう求められている。最近も、前年度比5%減とするように要求され、交渉で、前年度比2～3%減まで改善したものの、取引開始当初と比較すると大幅な値下げを余儀なくされている状況である。取引先は、この値下げの理由について、「他の会社にも同様に要求しているため」と説明している。</p>

NO.	類型	概要
		<p>事業者は、取引停止のリスクを恐れて、どこにも相談せず、値下げを甘受している。</p> <p>本件は、事業者の資本金が1,000万円を超え、取引先の資本金が1,000万円超3億円以下であるため、下請法が適用とされない事案であるが、納得のいく説明もなく、一方的に繰り返しの値下げを強いられているものである。</p>
22～33	⑥割引困難手形の交付	<p>事業者（機械器具製造業、資本金4,800万円）は、取引先12社（資本金1,000万円～2億6,250万円）から自動巻線機及び宛名印刷機の製造を受託しているが、十数年前から現在に至るまで、支払期日まで120日を超える手形による支払を受けている（支払期日まで130日の手形による支払1社、同150日の手形による支払11社）。</p> <p>事業者は、資金繰りに直ちに影響しなかったこと、民事上の問題として取引先との交渉で解決すべきと考え、国に相談するなどの対応は行っていない。</p> <p>本件は、事業者の資本金が1,000万円を超え、取引先12社の資本金が1,000万円超3億円以下であるため、下請法が適用とされない事案であるが、支払期日が120日を超える手形（一般の金融機関で割り引くことが困難な手形）を取引先12社から受けているものである。</p>
34	⑦不当な経済上の利益の提供要請	<p>事業者（印刷・同関連業、資本金850万円）は、取引先（資本金1,000万円）から、商業印刷の企画制作を受託しているが、平成26年度頃、取引先から受注した印刷物を制作した際、印刷ミスがあったため、刷り直しをさせられた。その際、事業者は、その取引先が広告主（発注者）の業務の手伝いのために人を派遣した際の費用（2人×3日）を、「迷惑料」の名目で負担させられた。</p> <p>事業者は、取引先からのこのような要求はよくみられることであり、要求に応じることで受注を確保するほかないと考え、国に相談するなどの対応は行っていない。</p> <p>本件は、取引先の資本金が1,000万円以下であるため下請法が適用とされない事案であるが、事業者に全く関係のない人件費を一方的に負担させられたものである。</p>